

昭島市環境基本計画

昭島市水と緑の基本計画

昭島市生物多様性地域戦略

昭島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

昭島市地域気候変動適応計画

（素 案）

令和3年3月

昭島市

目次

(頁)

第1章 昭島市の環境を将来の世代に引き継ぐために.....	1
1 昭島のまちの魅力.....	1
(1) 水と緑の豊かな自然環境.....	1
(2) 水を育む循環.....	2
(3) 昭島の水と緑がもたらす“自然の恵み”.....	2
(4) 市民による水と緑を守る活動の輪.....	3
(5) 水と緑を通じた交流・連携の広がり.....	3
2 昭島市が直面する環境リスク.....	4
(1) 進行しつつある地球温暖化.....	4
(2) 気候変動の影響の深刻化 ～気候危機.....	4
(3) 昭島市でも気候変動の影響がリスクとなる.....	5
(4) 脱炭素社会へのさらなる取組.....	5
3 昭島市のこれから.....	6
第2章 望ましい環境像.....	7
第3章 計画の基本的事項.....	9
1 計画改定の基本事項.....	9
(1) 計画の目的.....	9
(2) 計画の位置づけ.....	10
(3) 対象とする環境の範囲.....	11
(4) 計画期間.....	11
(5) 計画の担い手と役割.....	12
2 世界・国・東京都の動向.....	13
(1) 世界の動向.....	13
(2) 国の動向.....	14
(3) 東京都の動向.....	15
3 計画策定の視点.....	18
(1) 昭島の水と緑を守り、まちづくりに生かしていく.....	18
(2) 中長期的な視野で温室効果ガスの排出削減（緩和）に取り組む.....	18
(3) 気候変動影響への適応を取り入れ、市民の安全・安心な暮らしを守る.....	18
(4) 新たな感染症に対応する.....	18
(5) 環境・経済・社会における課題の同時解決を重視する.....	18

第4章 望ましい環境像の実現に向けた取組.....	19
基本目標1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち	22
(1) 現状と課題.....	22
(2) 10年後の目標.....	26
(3) 施策の方向.....	30
(4) 環境配慮指針	34
基本目標2 健康に暮らせる生活環境を守るまち	35
(1) 現状と課題.....	35
(2) 10年後の目標.....	37
(3) 施策の方向.....	38
(4) 環境配慮指針	40
基本目標3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち	41
(1) 現状と課題.....	41
(2) 10年後の目標.....	44
(3) 施策の方向.....	47
(4) 環境配慮指針	50
基本目標4 気候変動の影響に備え、安全・安心で持続可能なまち.....	53
(1) 現状と課題.....	53
(2) 10年後の目標.....	55
(3) 施策の方向.....	56
(4) 環境配慮指針	59
基本目標5 みんなで環境活動に取り組むまち	60
(1) 現状と課題.....	60
(2) 10年後の目標.....	62
(3) 施策の方向.....	63
(4) 環境配慮指針	65
第5章 重点的な取組	66
1 重点的な取組の位置づけ	66
2 重点的な取組.....	67
第6章 計画の推進体制と進行管理.....	73
1 推進体制	73
(1) 市の推進体制	73
(2) 市民、事業者及び市の協働体制.....	73
(3) 点検・評価体制	73

2 計画の進行管理	74
(1) P l a n (計画)	74
(2) D o (実行)	74
(3) C h e c k (点検・評価)	74
(4) A c t (見直し)	74
資 料 編.....	75
資料1：前計画の進捗状況	76
(1) 基本目標ごとの進捗状況.....	76
(2) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標達成の見通し	79
(3) 水と緑の基本計画の目標達成の見通し	80
資料2：策定経過.....	81
(1) 昭島市環境審議会.....	81
(2) 昭島市環境基本計画改定庁内検討委員会	82
資料3：市民意見交換会	83
資料4：事業者意見交換会	83

第1章 昭島市の環境を将来の世代に引き継ぐために

1 昭島のまちの魅力

昭島市は、多摩川や玉川上水、緑が連なる立川崖線や清らかな湧水など、多様な水と緑に恵まれた都市として発展してきました。

(1) 水と緑の豊かな自然環境

昭島市は、深層地下水 100%の水道水を可能とする水資源や多摩川由来の崖線など豊かな緑の自然に恵まれた環境にあり、都心へも奥多摩の山々へも1時間程度と恵まれた立地条件にあります。市域の南側に多摩川、東側に残堀川の2つの河川と、北側には玉川上水が流れており、樹林が残る立川崖線の崖からは湧水が湧き出るなど多様な水と緑があり、それらがまとまりをもって、水と緑のネットワークを構成しています。



多摩川



立川崖線



玉川上水

●昭島市の水と緑



(2) 水を育む循環

昭島市の水道水は、地下水のみを水源とした深層地下水 100%の水であり、安全で美味しい「あきしまの水」は、市民の宝となっています。この深層地下水は、多摩川上流部の山地や武蔵野台地に降った雨水が地下に浸透し、昭島市に流れてきたものです。

一方、昭島市やその周辺に降り注ぐ雨が地面から地下に浸透した浅層地下水があります。比較的浅い位置にある地層を地下水が流れ、「東京の名湧水 57 選」に選ばれた諏訪神社や龍津寺をはじめ、拝島公園などの崖線沿いで湧水として湧き出ています。

私たちは、地下水を利用しながらも、健全な水循環を維持・保全していくことにより、生活や農業などのさまざまな用途で水を利用し、水のある生活を楽しむことができます。



諏訪神社の湧水

(3) 昭島の水と緑がもたらす“自然の恵み”

昭島市は、多摩川や玉川上水、緑が連なる立川崖線や清らかな湧水など、多様な水と緑に恵まれたまちです。これらの水や緑が、都市の魅力を高め、私たちの生活環境を豊かにしてくれるなど、さまざまな役割を果たしています。

樹林地や農地、河川などは、多様な生物を育む生息・生育のための空間を提供しています。街路樹や公園などの緑は、二酸化炭素 (CO₂) を吸収し地球温暖化防止に寄与するほか、ヒートアイランド現象や騒音、大気汚染などの生活環境を改善してくれます。公園や河川・用水路沿いの歩道は、人々に憩い・交流、運動・健康増進、自然とのふれあいなどを楽しむ場を提供してくれます。

そして、このような水と緑は、自然環境の主要な構成要素であるとともに、わたしたちが快適な生活を安心して暮らしていくためには欠かせないものであり、また生物にとっても生育・生息する上で、必要不可欠なものです。昭島の豊かな水と緑、そして生物多様性を、私たちの子どもや未来に、大切に残していきます。



保存樹林



日吉神社の社寺林

●水と緑の役割（機能） イメージ

環境保全	レクリエーション	防災機能	景観形成機能	生物多様性の確保
				
気温の緩和、大気汚染の浄化	休養・休息の場	災害時の避難場所	都市景観に風格を与える	生物の生息環境

(4) 市民による水と緑を守る活動の輪

昭島市では、市内各地でまちなかの緑化や公園緑地の維持管理、水辺を活かした活動など、水と緑に関するいろいろな取組が活発です。

例えば、市内の道路や公園、花壇、崖線の樹林地では、アダプト団体として登録した市民の方により、施設や緑地などの清掃・維持管理が行われています。また、環境活動リーダーと市の協働により、市の管理緑地のせん定や伐採などが行われています。



エコ・パーク内での取組



「奥多摩・昭島市民の森」
での森林教室

(5) 水と緑を通じた交流・連携の広がり

平成 26 (2014) 年に友好都市協定を締結した岩手県岩泉町や、小河内貯水池建設時に多くの方が昭島市へ移転した歴史を持つ奥多摩町とは、それぞれ「岩泉・昭島友情の森」や「奥多摩・昭島市民の森」が設置され、自治体間や市民町民間の緑の自然環境を通じた広域的な交流も行われています。

市内事業者が参加する「環境配慮事業者ネットワーク」では、事業活動での環境配慮の取組の向上とともに、地域の課題解決への貢献として、水・緑をはじめ生活環境の保全などの環境保全活動を実践しています。

水と緑を通じた市民・事業者の参加や協働による環境保全活動は、水と緑を守り育てるとともに、より多くの市民に昭島の水と緑への意識・関心を高め、取組実践への好循環を生み出します。



道路のごみ拾い活動

昭島の水・緑を次世代に引き継ぐ

地球上には個性豊かなさまざまな生物が存在し、互いに影響しながらもバランスを保って共存しており、生物多様性があることで、食材の供給や、地球環境の維持など、さまざまな恩恵を受けています。しかし、市内では樹林地や農地の減少、気候変動による気象災害や自然環境への影響などによって、生物が生息・生育できる空間がさらに減少することが懸念されます。

- 昭島市の水と緑、そして生物多様性を保全することは貴重な地域の資源を守り、まちの魅力を高めることにつながります。昭島市に暮らし、働く私たち一人ひとりが、日常において生物多様性への配慮を意識し、行動することが大切です。
- 水と緑のまちづくりを市民協働によって進めることで、市民意識・関心の向上にもつながります。
- 市民の生活は、必要な食料やエネルギーの多くを昭島市以外の国内外の地域に頼ることで成り立っています。日常の消費行動が、他地域の自然環境に対しても大きな影響を与えていることに目を向けることが大切です。

2 昭島市が直面する環境リスク

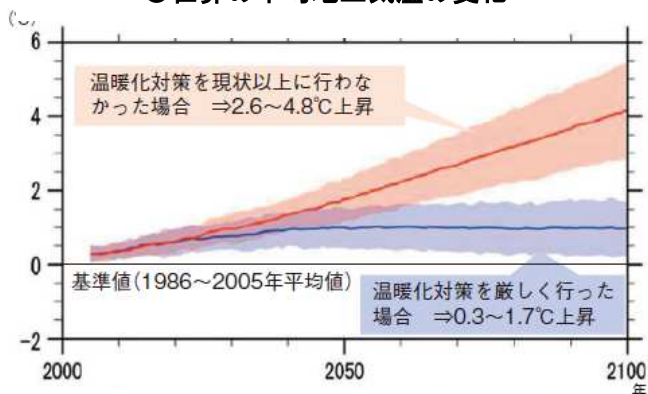
世界の気候が変動することにより、市域の自然環境や生活環境、人々の社会・経済にまで影響が及ぶことが懸念されます。

(1) 進行しつつある地球温暖化

世界の平均気温は、1880年以降の約130年間で約1℃上昇しました。21世紀末の気温は、最も温暖化が進んだ場合2.6～4.8℃の上昇、最も温暖化を抑えた場合0.3℃～1.7℃の上昇と予測されています。

さらに、現在のペースで温室効果ガスを排出すると令和12(2030)年から令和34(2052)年の間に1.5℃の上昇に達する可能性が高いと言われています。

●世界の平均地上気温の変化



出典：IPCC 第5次評価報告書統合報告書政策決定者向け要約（平成27〔2015〕年3月文部科学省・経済産業省・気象庁・環境省）に加筆

(2) 気候変動の影響の深刻化 ～気候危機

温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化により、様々な気候変動が引き起こされており、世界では、自然災害や食料不足など、生活への影響のほか、命に関わる被害が発生している地域もあります。しかも、厳しい温室効果ガスの排出抑制に取り組んだとしても、今後数十年にわたり温暖化が続き、気候変動の影響がさらに深刻化すると考えられています。

気候変動の影響は、既に私たちの身近な生活に及んでおり、将来の世代にわたる影響が懸念されます。人類や生物の存続基盤を揺るがす問題として、「気候危機」とも呼ばれています。

●21世紀末の日本での気候変動の予測（20世紀末との比較）

黄色：世界の平均気温が2℃上昇した場合の予測 紫色：世界の平均気温が4℃上昇した場合の予測

出典：日本の気候変動2020 -大気と陸・海洋に関する観測・予測評価報告書-（令和2年〔2020〕年12月、文部科学省・気象庁）に加筆

(3) 昭島市でも気候変動の影響がリスクとなる

市内でも、台風や局地的な豪雨による気象災害が既に起こっており、将来に気候変動が進むことで浸水被害や土砂災害などの発生リスクが増大する可能性があります。また、気温上昇による熱中症被害や感染症の発生による健康影響も懸念されます。

さらに、市内の自然環境にも影響が及ぶ可能性があります。気温や降水量などの環境条件が変化し、生物の生息・生育域の移動、減少、消滅などを引き起こし、外来種の侵入・定着、湧水の枯渇につながるものが懸念されます。また、台風や局地的な豪雨に伴い、崖線の樹林地で土砂崩れや街路樹の倒木などが発生し、昭島の水と緑と同時に人的・経済的被害の発生が懸念されます。

(4) 脱炭素社会へのさらなる取組

気候変動への対策は、産業革命前からの世界の平均気温上昇を2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力が必要で、そのために今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロとすることを目指す必要があるというのが、世界の共通認識となっています。地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減に取り組むことを約束した「パリ協定」に沿って、世界各国で脱炭素社会に向けて動きはじめています。国内においても、地方自治体や事業者により、脱炭素社会の実現に向けた積極的な取組が広がっています。

東京都をはじめ、2050年までの二酸化炭素(CO₂)排出量の実質ゼロを表明した地方自治体「ゼロカーボンシティ」は、224自治体に及んでいます(2021年2月現在)。民間企業においては、化石燃料に依存しない事業活動が求められるようになり、事業運営を100%再生可能エネルギーで調達する目標を掲げる企業が、国際的な取組「RE100」に参加しています。

温室効果ガスの排出を抑制(緩和)し、気候変動の影響に備える(適応)

二酸化炭素(CO₂)をはじめとする温室効果ガスは、市民生活や事業活動に関わる全ての活動から発生しています。他方、気候変動による影響は、自然災害や健康をはじめ、生活環境、自然環境など、私たちの生活・暮らしのさまざまな分野に及びます。

- ▶ 省資源・省エネルギー型のライフスタイルのさらなる普及、再生可能エネルギーの導入強化、資源循環など、温室効果ガスの排出抑制への取組(緩和)が求められます。
- ▶ 同時に、既に起こっている気候変動の影響やこれから起こりうる影響に対し、被害を回避・軽減する「適応策」に取り組み、市民生活や事業活動の継続を支え、健康で安全・安心な暮らしを確保していく必要があります。
- ▶ これらの気候変動対策は、中長期的に取り組むべき課題であり、人口減少や産業振興、防災、健康増進といった地域の課題解決にも効果のある施策から取り組むことが有効です。

3 昭島市のこれから

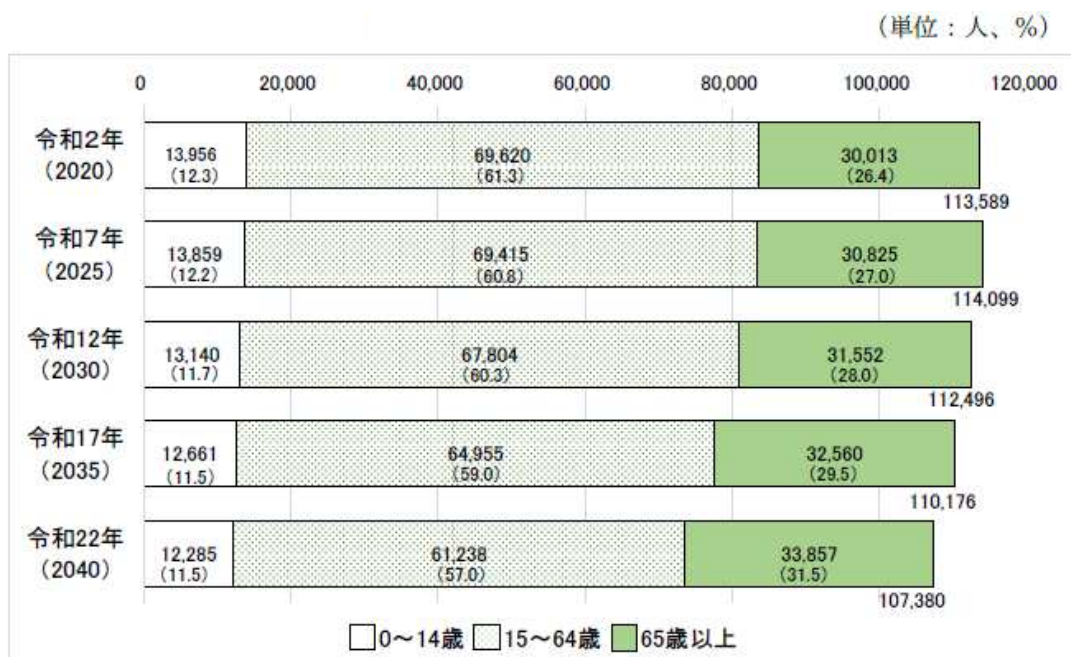
これまで見てきたように、まちの魅力となっている昭島の水と緑を次世代に引き継ぐこと、気候変動の影響に備え、脱炭素社会を目指して取り組むことは、昭島市の主要課題と言えます。

他方、昭島市では、人口減少・超高齢社会の到来や、世界的に流行する感染症への対応を見据えた新たな生活や仕事のスタイルへの転換など、大きな変化に直面しています。

このような中、社会や生活スタイルなどの変化に対応しながら、エネルギーや資源の消費、昭島の水と緑との関わりなどに目を向け、私たち一人ひとりが自らの生活や事業活動を見直していく必要があります。

こうした一人ひとりの取組、市民・事業者・行政の連携・協働による取組が、地域の課題解決につながり、ひいては世界全体が取り組む環境問題の解決につながっていきます。よりよい未来の暮らし・社会のために、自らの行動を変え、社会や暮らしのあり方を変えていくことが期待されます。

●将来人口推計



第2章 望ましい環境像

市民・事業者・市が目指す「昭島市の未来」を共有するため、望ましい環境像を掲げます。

【昭島市の望ましい環境像】

気候危機を乗り越え美しい水と緑を将来の世代に

自然環境は…

多摩川や玉川上水、緑が連なる立川崖線や清らかな湧水など、豊かな水・緑が多様な生物を育み、まちの景観を特徴づけています。

水・緑とのふれあいを通して人々の連携・交流が盛んです。

生活環境は…

大気環境や音環境、水環境などの生活環境が確保され、健康で安全な生活を送っています。

環境活動は

市民、事業者及び市がそれぞれ自らの課題として捉え、できることから環境に配慮した生活を実践しています。

地域の環境保全に向けて環境教育・環境学習を担う人が活躍し、市民や事業者、市の協働による取組が活発になっています。

地球環境（緩和）は…

気候変動への危機感から、脱炭素社会に対する人々の意識が深まり、省エネルギーや資源循環の取組が定着し、再生可能エネルギーの利用が進んでいます。

地球環境（適応）は…

気候変動に伴う気象災害の拡大への備えが進むとともに、レジリエンス（都市全体の機能を速やかに回復する力）が強化されています。

本計画では、概ね令和 32（2050）年頃の将来にこうなりたいというあるべきゴールとして望ましい環境像を位置づけ、そこを起点に今から何をすべきかを導くバックキャスト¹の考え方で、基本目標や取組を設定しています。

1 バックキャストは、現状をベースとして実現可能性を踏まえた積み上げを行うのではなく、将来のあるべき姿から振り返り、現在すべきことを考える思考法です。

～将来を担う世代が、昭島市の未来について話し合いました～

令和2（2020）年11月、昭島市内及び近隣市の高校生など21名が参加する「昭島環境未来会議」が開催されました。

参加者は、昭島市環境審議会の会長で明星大学理工学部の亀卦川教授による講演「都市と気候変動」を聞いた後に、自分たちが望んでいる未来の暮らし・社会などについて意見交換を行いました。

意見交換で出されたご意見・アイデアは、将来を担う世代の声として、本計画の望ましい環境像に反映しています。



気候変動への不安は？

- ・ 熱中症等により多くの命を落としてしまう可能性がある
- ・ マラリアやデング熱などの感染症が拡大してしまう
- ・ ゲリラ豪雨や台風などによる大災害が増えると言われている
- ・ 食料がなくなることにより紛争や戦争が起こることもあり得る
- ・ 日本の四季がなくなってしまう
- ・ 海面が上昇することで海に沈んでしまう国もある など

特に心配だと思うことは、「健康被害」、「自然災害」、「食料不足」

未来の暮らし・社会のイメージは？

- 服やペットボトルが100%リサイクルされるようになる
- 電気自動車が普及し、再生可能エネルギーが増えていく
- 大企業が「再エネ」を導入し、使い捨てプラスチックを流通させないよう取り組んでいる
- 地球温暖化、気候変動を深刻に捉えている人が増えており解決に近づいている など

人々の意識が深まり、二酸化炭素（CO₂）の排出が少ない脱炭素社会が実現

未来の暮らし・社会、環境のためにすべきことは？

- 身近なことでも、ごみの分別や節電などできることはたくさんある
- 温暖化防止に熱心な企業の製品を選ぶ
- 自分自身がよりよい未来をつくる一員であることを自覚し、それを日々意識して、暖房の温度を下げるなどの小さなことから取り組む
- 一人ひとりが環境に対して意識を持ち行動することで、どれだけ環境への負荷が減るかなどを広めていきたい など

自分たちができる具体的な行動について提案

第3章 計画の基本的事項

1 計画改定の基本事項

(1) 計画の目的

「昭島市環境基本計画」は、平成12年10月に施行された昭島市環境基本条例の基本理念を具体化するために、昭島市の地域特性に応じた環境施策を総合的かつ計画的に実施するものとして、平成14(2002)年3月に策定されました。

計画策定から10年が経過した平成24(2012)年3月に、社会状況の変化に対応するための中間見直しを行い、令和3(平成33)年度を計画期間とする改定計画(以下、「前計画」といいます。)を策定しました。この時の改定では、個別目標ごとの環境指標を取り入れるとともに、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を内包させました。

その後、地球温暖化に伴う気候変動による影響とみられる気象災害が国内でも頻発化したことなどを受け、市内においてもこれまでの温室効果ガスの排出抑制対策(緩和策)に加え、生活や社会、経済、自然環境への気候変動影響に対処する適応策を講じていく必要性が高まってきました。また、水と緑に恵まれた昭島市を維持・継承するために、多摩川や玉川上水、緑が連なる立川崖線や清らかな湧水などの自然環境の保全にあたり、生物多様性に関わる問題や課題に対処することも重要となってきました。

本計画は、昭島市環境基本条例第3条の基本理念の具体化に向けて、地域特性に応じ、環境の保全、回復及び創出(以下、「環境保全等」といいます。)に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

●昭島市環境基本条例の基本理念

- | |
|--|
| <p>第3条 環境の保全等は市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行わなければならない。</p> <p>2 環境の保全等は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行わなければならない。</p> <p>3 環境の保全等は、すべての事業活動及び日常生活において行わなければならない。</p> |
|--|

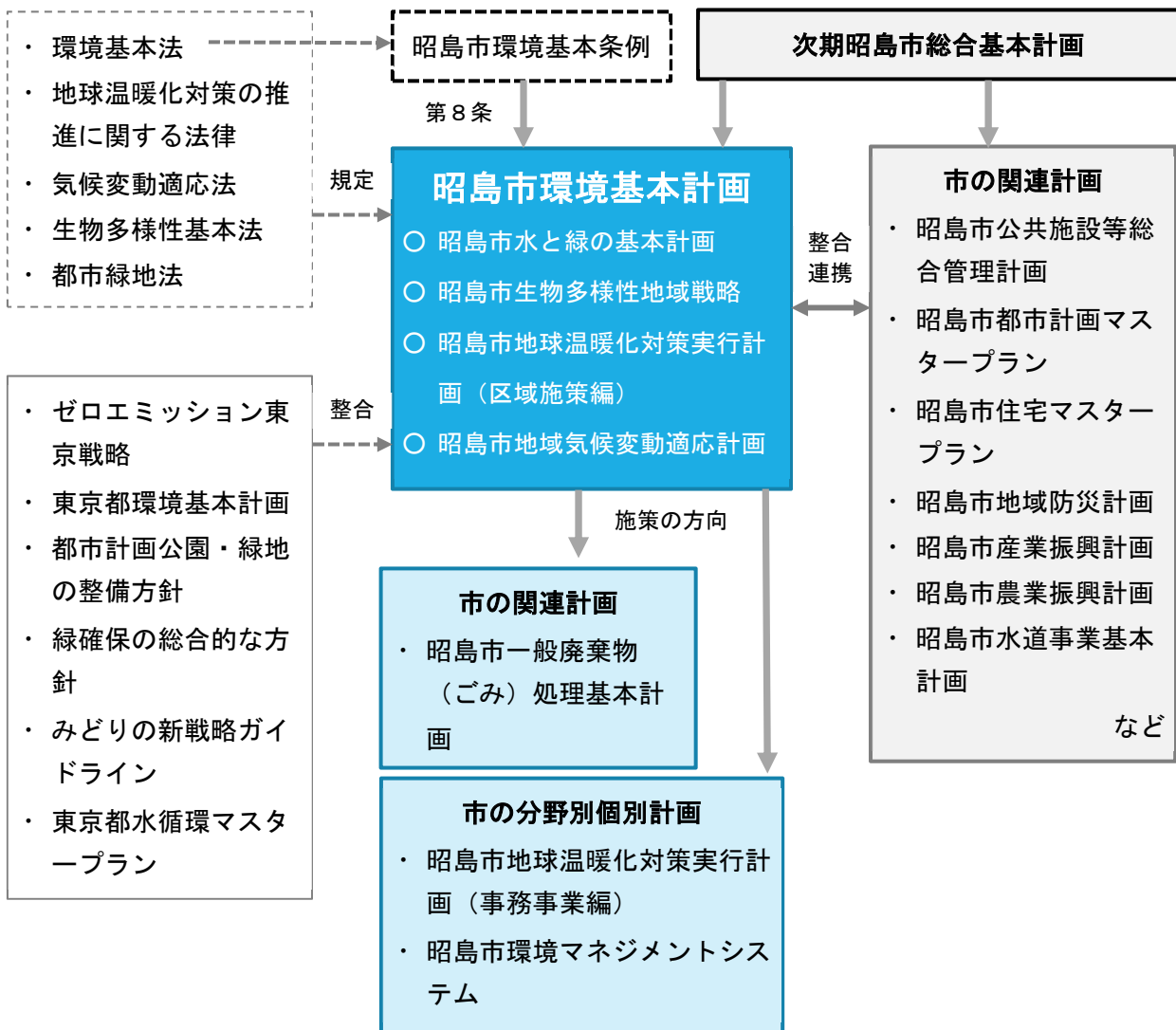
(2) 計画の位置づけ

本計画は、昭島市環境基本条例第7条に基づく環境基本計画であり、国や東京都の「環境基本計画」との関連性に配慮し、「昭島市総合基本計画」を根幹としつつ、環境面から実現を目指す計画です。

また、本計画は、都市緑地保全法第4条に基づき策定された「昭島市水と緑の基本計画」（平成23年3月策定）を統合するとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）第19条第2項に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」（新規策定）、及び生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」（新規策定）を内包します。

さらに、「昭島市都市計画マスタープラン」や「昭島市産業振興計画」「昭島市地域防災計画」「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」などを、連携をはかるべき関連計画とし、「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を下位計画とします。

●環境基本計画の位置づけ

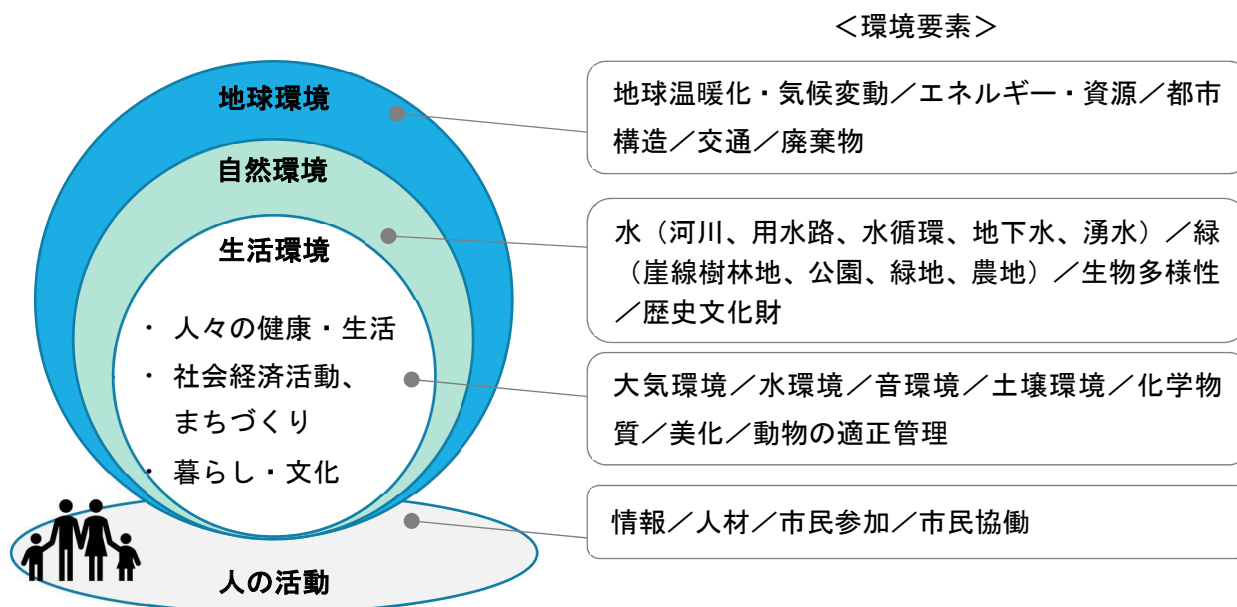


(3) 対象とする環境の範囲

私たちは、地球という基盤の上に、多摩川や地下水に象徴される自然の恵みを享受する一方で、環境に様々な影響を与えながら、社会経済活動を発展させ、まちづくりを進めてきました。人の活動に伴う環境への負荷を低減し、身近な環境から地球規模の環境にまで配慮した行動の実践しながら、持続可能な社会の構築に向けて取り組むことができます。

本計画が対象とする環境の範囲は、自然環境、生活環境、地球環境及び人の活動とします。

●対象とする環境の範囲と環境要素



(4) 計画期間

計画期間は、令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間とします。

ただし、気候変動対策や生物多様性の保全などを進めていくために、中長期的な視野で環境課題を捉えますが、社会情勢の変化や計画の進捗状況、科学的知見などを踏まえ、5年後に中間見直しを行うこととします。

●計画期間

年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	長期展望
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	(21世紀後半)

次期昭島市総合基本計画（10年間）

昭島市環境基本計画（10年間）

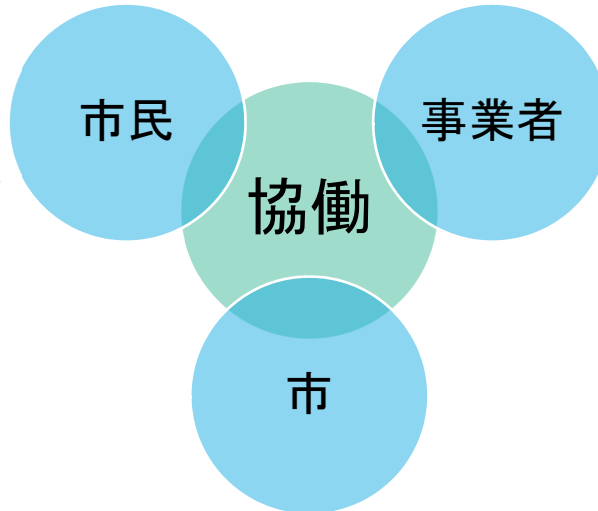
見直し計画（5年間）

(5) 計画の担い手と役割

本計画では、市民、事業者及び市が、それぞれの役割を果たすとともに、連携・協働して環境保全活動を推進していきます。

●計画の担い手と役割

市民は、本計画における環境配慮指針を遵守し、環境の保全と創造に主体的に取り組み、市の環境施策の推進に積極的に参加、協力するよう努めます。



事業者は、本計画における環境配慮指針を遵守し、環境関連法規等に基づく環境汚染の防止や地域環境の保全に努め、市の環境施策の推進に積極的に参加、協力するよう努めます。

市は、市民と事業者と協力しながら、計画を推進し、環境の保全と創造に努めます。また、一つの事業者として本計画に率先して取り組み、目標達成を目指します。

2 世界・国・東京都の動向

前計画が始まった平成 24（2012）年度以降の環境を取り巻く動向として、世界、国及び東京都の取組を確認します。

（1）世界の動向

① 持続可能な開発目標（SDGs）

気候変動をはじめ、生物多様性の損失、貧困や格差、紛争や人権侵害など、世界には様々な課題が溢れています。それらを解決に導き、持続可能な社会を目指すために世界が合意した目標が、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された「持続可能な開発目標（SDGs）」です。

●持続可能な開発目標（SDGs）における 17 の目標



出典：国際連合広報センターホームページ

② 気候変動対策に関する世界共通の目標 ～パリ協定

平成 27（2015）年 11 月～12 月の国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で、「パリ協定」が採択され、「産業革命前からの世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」を目的に、今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロとする方向が打ち出されました。

③ 生物多様性保全に関する世界共通の目標

平成 22（2010）年 10 月に名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で、「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」が採択されました。生物多様性戦略計画 2011-2020 には、令和 32（2050）年を目指す中長期目標、令和 2（2020）年を目指す短期目標が設定され、これらを達成するための 20 の個別目標（愛知目標）が示されています。

令和 3（2021）年には、愛知目標を引き継ぐ、次の国際的な目標（ポスト 2020 生物多様性枠組）が、中国で開催される生物多様性条約第 15 回締約国会議で採択される予定です。

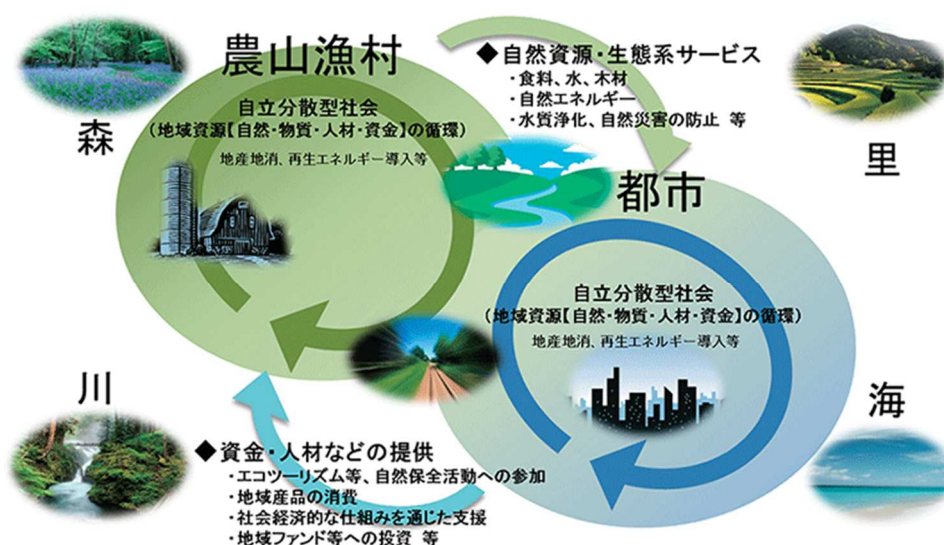
(2) 国の動向

① 第五次環境基本計画

平成 30 (2018) 年 4 月には、第五次環境基本計画が閣議決定されました。本計画は、SDGs、パリ協定採択後に初めて策定される環境基本計画です。

環境基本計画は、SDGs の考え方も活用し分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定し、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションの創出や、経済・社会的課題の「同時解決」を実現していくこととしています。また、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を示し、地域毎に自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に応じて資源を補完し、支え合う取組を推進していくとしています。

●第五次環境基本計画に示されている地域循環共生圏のイメージ



出典：第五次環境基本計画

② 地球温暖化対策計画、脱炭素社会に向けた取組

「パリ協定」を踏まえ、平成 28 (2016) 年 5 月に「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。温室効果ガス排出量について、中期目標として「2030 年度に 2013 年度比で 26.0%削減する」、長期的目標として「2050 年までに 80%削減を目指す」が掲げられています。

令和 2 (2020) 年 10 月の菅総理大臣による所信表明では、脱炭素社会の実現に向けて「温室効果ガスの排出を実質ゼロにするカーボンニュートラルを 2050 年までに達成する」が表明されました。これまでの長期的目標（令和 32 [2050] 年までに 80%削減）に対し、実現時期を早めたものであり、関連計画の見直しが進められる見通しです。

③ 気候変動適応計画

気候変動によるさまざまな影響に対し、政府全体として整合のとれた取組を総合的かつ計画的に推進するため、2015 (平成 27) 年 11 月に「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されました。また、2018 (平成 30) 年 6 月に「気候変動適応法」が成立し (同年 12 月施行)、2018 (平成 30) 年 11 月に農業や防災などの各分野の適応を推進する「気候変動適応計画」が

閣議決定されました。

市町村においては、気候変動適応法に基づき、地域それぞれの特徴を生かし、安全・安心で持続可能な社会の構築に向けて、地域の実情に応じた施策を、気候変動の状況を見ながら計画的、段階的に推進していくことが求められます。

④ 生物多様性国家戦略 2012-2020

平成 22 (2010) 年 10 月に採択された「生物多様性戦略計画 2011-2020 及び愛知目標」を踏まえ、平成 24 (2012) 年 9 月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定されました。

同戦略には、下記の長期目標、短期目標が設定され、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップと 2020 年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性としての 5 つの基本戦略が示されています。

<長期目標 (令和 32 [2050] 年) >

- 生物多様性の維持・回復と持続可能な利用を通じて、わが国の生物多様性の状態を現状以上に豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会を実現する。

<短期目標 (令和 2 [2020] 年) >

- 生物多様性の損失を止めるために、愛知目標の達成に向けたわが国における国別目標の達成を目指し、効果的かつ緊急な行動を実施する。

⑤ 第四次循環型社会形成推進基本計画

平成 30 (2018) 年 6 月に、「循環型社会形成推進基本法」に基づく「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。計画には、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向上が掲げられ、重要な方向性としての 7 つの柱とそれぞれの実現に向けた施策が示されています。

(3) 東京都の動向

① 東京都環境基本計画 2016

東京都は、平成 28 (2016) 年 3 月に、「東京都環境基本計画 2016」を策定しました。同計画には、目指すべき東京の都市像として「世界一の環境先進都市・東京」が掲げられ、「最高水準の都市環境の実現」・「サステナビリティ」・「連携とリーダーシップ」の視点のもとで、5 つの政策が示されています。

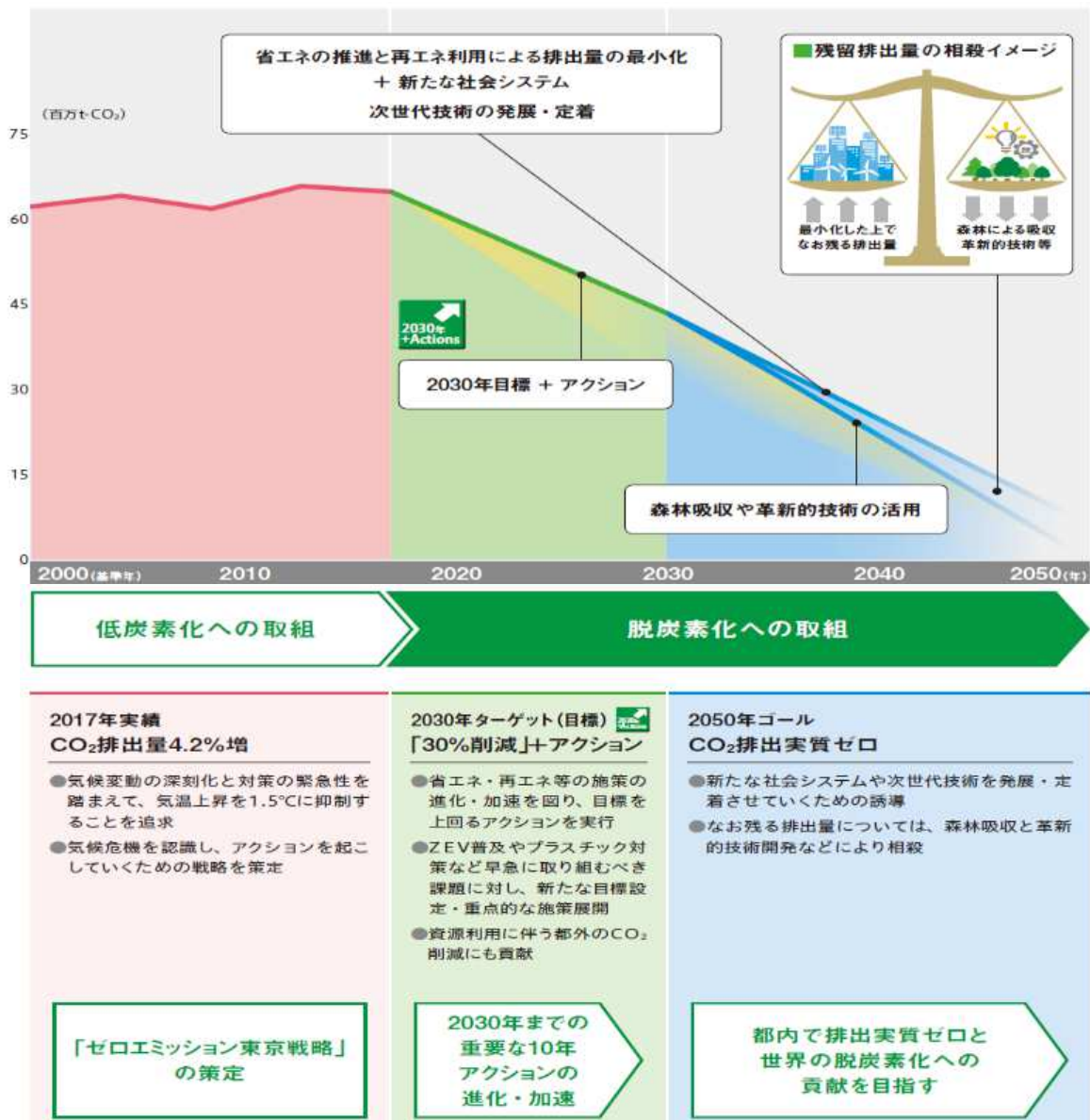
② ゼロエミッション東京戦略

東京都は、令和元 (2019) 年 5 月、世界の平均気温の上昇をよりリスクの低い 1.5℃に抑えることを追求し、令和 32 (2050) 年に二酸化炭素 (CO₂) 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。令和元 (2019) 年 12 月には、適応策の位置づけを含む下記の視点と、二酸化炭素 (CO₂) 排出を実質ゼロにするためのロードマップを示す「ゼロエミッション東京戦略」を策定し、同時に「気候危機行動宣言」を行いました。

<戦略策定の3つの視点>

- 気候変動を食い止める「緩和策」と、既に起こり始めている影響に備える「適応策」を総合的に展開
- 資源循環分野を本格的に気候変動対策に位置付け、都外の二酸化炭素（CO₂）削減にも貢献
- 省エネ・再エネの拡大策に加え、プラスチックなどの資源循環分野や自動車環境対策など、あらゆる分野の取組を強化

●二酸化炭素（CO₂）排出量削減に向けた令和32（2050）年までの道筋（抜粋）



出典：ゼロエミッション東京戦略（令和元〔2019〕年12月、東京都）

ゼロエミッション東京戦略の策定後は、令和2（2020）年12月に、C40¹などの国際的なネットワークとも連携しながら、深刻化する気候危機に立ち向かう行動を加速するため、「気候非常事態を超えて行動する宣言」を行いました。

また、令和3（2021）年1月に、2050年にCO₂排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」の実現に向けては、2030年までの10年間の行動が非常に重要とし、2030年までに温室効果ガスを2000年比50%削減、再エネ電力の利用割合を50%まで高めていくことを東京都として表明しました。今後、温室効果ガスの2030年50%削減に向けて、今から都民・行政・企業等がともに行動を「チェンジ」していく「TIME TO ACT for カーボンハーフスタイル」を呼び掛けていくとしています。

③ 東京都気候変動適応方針

東京都は、「ゼロエミッション東京戦略」の策定と同時期に、同戦略の「政策⑨ 適応策の強化」の個別計画として「東京都気候変動適応方針」を策定しました。

区市町村の役割については、「地域気候変動適応計画を策定し、地域の自然的経済的社会的状況に応じて、関係部局の連携協力の下、関連する施策に積極的に気候変動適応を組み込み、各分野における気候変動適応に関する施策を推進することが求められる」としています。

④ 緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～

平成24（2012）年5月に、生物多様性の保全に関する都の現在の施策と方向性を示し、生物多様性地域戦略の性格を併せもつ「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」が策定されました。

本戦略には、将来像が設定され、「まもる」、「つくる」、「利用する」という3つの視点で目標と施策が示されています。

＜緑施策によって目指すべき東京の将来像＞

- 四季折々の緑が都市に彩りを与え、地域ごとにバランスの取れた生態系を再生し、人と生きものの共生する都市空間を形成している。
- 豊かな緑が、人々にうるおいやすらぎを与えるとともに、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定などに寄与し、都民の安心で快適な暮らしに貢献している。
- 東京で活動する多様な主体が生物多様性の重要性を理解し、行動している。

なお、東京都は、基本戦略が令和2（2020）年に計画期間を終えるため、国の生物多様性国家戦略の改定に合わせて都の戦略を改定することを目指し、検討を行っています。

1 世界の大都市が連携して気候変動対策に取り組むネットワーク（都は2006年から加盟）のことです。

3 計画策定の視点

現行計画の策定後の世界・国・東京都の動向を踏まえ、本計画の策定の視点は、次のとおりです。

(1) 昭島の水と緑を守り、まちづくりに生かしていく

水・緑が人々にうるおいややすらぎを与え、多様な生物を育みます。また、延焼防止や都市水害の軽減、気温や湿度の安定などに寄与しており、こうした水・緑の機能をまちづくりに生かして取組を進めることが効果的です。

このため、平成 22 (2010) 年度に策定された「昭島市水と緑の基本計画」を見直すとともに、「昭島市生物多様性地域戦略」を新たに策定し、本計画に含めています。

(2) 中長期的な視野で温室効果ガスの排出削減（緩和）に取り組む

今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロとすることを目指す必要があるというのが、世界の共通認識となっています。

このため、「昭島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を見直し、令和 32 (2050) 年を見据え、温室効果ガスの排出削減のための施策を体系化しています。

(3) 気候変動影響への適応を取り入れ、市民の安全・安心な暮らしを守る

今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロにしたとしても、気候変動による影響は避けられないと予測されており、気候変動影響への適応に取り組むことが必要です。

このため、既存及び将来の気候変動による影響の回避・軽減に向けて市の施策における適応の方向性を示すため、「昭島市地域気候変動適応計画」を新たに策定し、本計画に含めています。

(4) 新たな感染症に対応する

人々の日常生活や社会経済に大きな影響を及ぼしている新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症への対応として、環境分野において、感染症に係る廃棄物の適正処理、気候変動により影響が懸念される感染症の予防対策の強化などが求められます。また、新たな生活様式の定着やテレワークの普及といったライフスタイルに対応し、啓発や環境学習、地域の環境保全活動にあたり多様な手法を用意しておくことが必要です。さらに、人々が集まって三密になることを避けつつ野外に出て自然とふれあうことは、心のうるおいや癒しを感じることができ、健康の増進にも役立つ面もあると考えられます。

本計画では、新たな感染症に対応する視点から、環境施策を見直し・強化しています。

(5) 環境・経済・社会における課題の同時解決を重視する

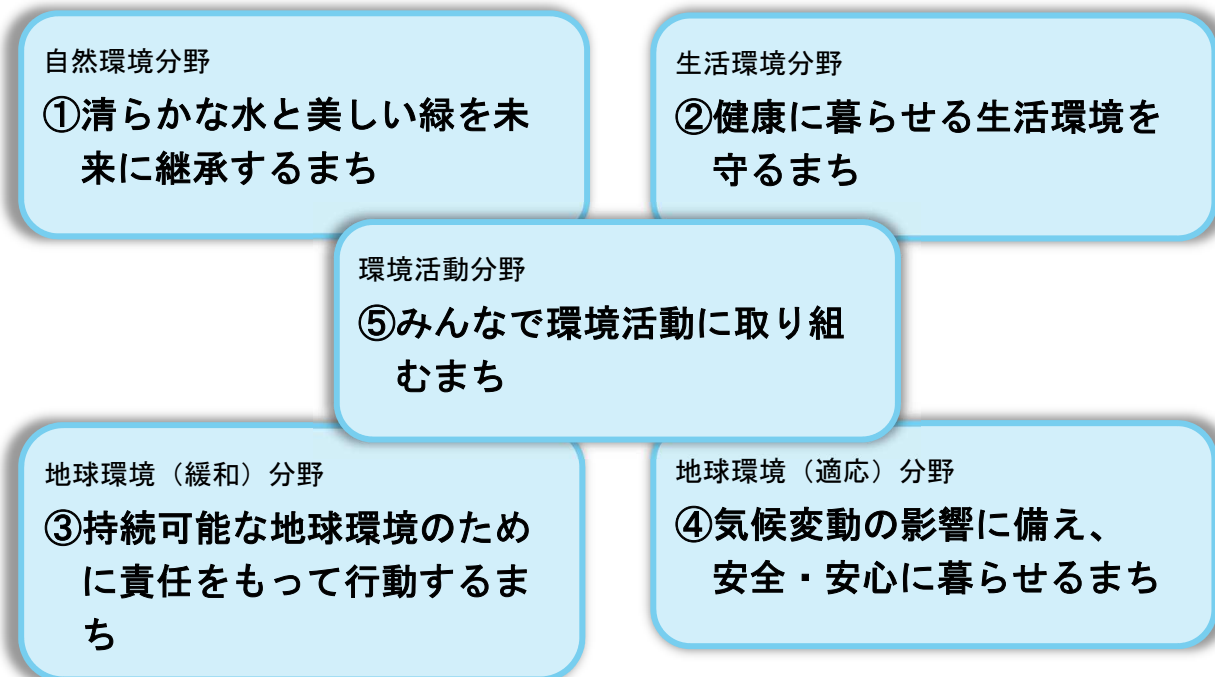
地域においては、SDGs の理念「誰一人取り残さない」、行政や事業者、市民など多様な主体がステークホルダーとして参加する“パートナーシップ”のもと、社会・経済、そして環境に関する様々な課題を統合的に解決するための行動を起こすことが求められています。

本計画では、「第 4 章 望ましい環境像の実現に向けた取組」「第 5 章 重点的な取組」において SDGs 目標との関連を整理し、持続可能な社会への貢献につながることを示しています。

第4章 望ましい環境像の実現に向けた取組

望ましい環境像を実現に向けた取組を推進していくため、バックキャストの考え方で、分野別の基本目標を設定し、令和13(2031)年度の目標と施策の方向を示します。また、日常生活や事業活動において取り組むことのできる環境配慮行動を示します。

●基本目標



●分野ごとの構成

(1) 環境の現状と課題	環境の現状や取組状況、市民の環境意識、課題などを整理しています。
(2) 目標	望ましい環境像の実現に向けた分野別の基本目標を掲げます。基本目標に沿って施策を実施する際の見通しとして、令和13(2031)年度に向けた目標・指標を設定します。
(3) 施策の方向	分野別の基本目標の達成に向けた施策の方向と主な内容を示します。 なお、各施策に付した【新規】や【拡充】は、前計画に示された施策からの変更について示しています。
(4) 環境配慮指針	市民及び事業者が環境に配慮した行動を行う際の指針として、日常生活や事業活動での取組例を示します。

なお、令和2年1月に開催された市民意見交換会では、公募による市民16人が集まり、昭島市の環境の良いところ、悪いところ、今後の方向性についてグループワークが行われました。出された意見・提案は、この計画の分野別に反映されています。

●望ましい環境像に向けた取組の体系

将来なりたい未来・暮らしに向けて

10年後に目指すところは？

	望ましい環境像	基本目標	10年後の目標
気候危機を乗り越え美しい水と緑を将来の世代に	<p>【自然環境分野】 多摩川や玉川上水、緑が連なる立川崖線や清らかな湧水など、豊かな水・緑が多様な生物を育み、まちの景観を特徴づけています。 水・緑とのふれあいを通して人々の連携・交流が盛んです。</p>	1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち	<ul style="list-style-type: none"> ○ エコロジカルネットワークの保全・創出 ○ 水と緑を通じた連携・交流
	<p>【生活環境分野】 大気環境や音環境、水環境などの生活環境が確保され、健康で安全な生活を送っています。</p>	2 健康に暮らせる生活環境を守るまち	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活環境の確保
	<p>【地球環境（緩和）】 気候変動への危機感から、脱炭素社会に対する人々の意識が深まり、省エネルギーや資源循環の取組が定着し、再生可能エネルギーの利用が進んでいます。</p>	3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち	<ul style="list-style-type: none"> ○ 温室効果ガス削減（2030年度までに市域の温室効果ガス排出量を50%削減） ○ 資源の循環的な利用
	<p>【地球環境（適応）】 気候変動に伴う気象災害の拡大への備えが進むとともに、レジリエンス（都市全体の機能を速やかに回復する力）が強化されています。</p>	4 気候変動の影響に備え、安全・安心に暮らせるまち	<ul style="list-style-type: none"> ○ 気候変動への適応
	<p>【環境活動】 市民、事業者及び市がそれぞれ自らの課題として捉え、できるところから環境に配慮した生活を実践しています。 地域の環境保全に向けて環境教育・環境学習を担う人が活躍し、市民や事業者、市の協働による取組が活発になっています。</p>	5 みんなで環境活動に取り組むまち	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域に根差した環境学習の活発化 ○ 協働による取組のための体制づくり

目標を達成するための取組は？



施策の方向	
1 水辺環境を保全・活用する	<ul style="list-style-type: none"> 河川、用水路の水辺環境の保全 水辺環境の有効活用
2 清らかにあふれ出る水を守る	<ul style="list-style-type: none"> 湧水の保全 地下水 100%の水道水の維持・活用 水循環の促進
3 崖線をはじめとする貴重な緑地を保全する	<ul style="list-style-type: none"> 崖線緑地の保全 樹林地の保全
4 まちなかに花と緑をいっぱいにする	<ul style="list-style-type: none"> まちなかの緑の保全・創出
5 子どもから高齢者まで憩える公園緑地を確保する	<ul style="list-style-type: none"> 憩える公園緑地の確保 公園緑地の多面的利用の推進
6 多機能空間として農地を維持する	<ul style="list-style-type: none"> 農地の保全 農業用水路の維持と活用の推進 都市農業の理解促進、農を通じた体験交流の促進
7 多様な生き物と共生するまちをつくる	<ul style="list-style-type: none"> 生物の実態把握 水と緑のネットワークの保全・創出 生物の生息・生育拠点の保全・創出 在来生物の保全と外来生物対策
1 健康で安全な生活環境を確保する	<ul style="list-style-type: none"> 大気、水質、騒音などのモニタリング調査の実施 自動車等の対策の推進 航空機騒音対策の推進 安全な生活環境の確保
2 快適な街なみをつくる	<ul style="list-style-type: none"> まちなかの美化活動の推進 動物の適正飼育と野生鳥獣の保護・管理の推進
1 持続可能な社会に向けた行動を支援する	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮したライフスタイルの普及 事業所のゼロエミッションの取組の支援
2 脱炭素社会を構築する	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設での省エネルギー、再生可能エネルギー導入の推進 住宅・建物での省エネルギー、再生可能エネルギーの導入の推進 二酸化炭素（CO₂）を排出しない交通に向けた取組の推進 その他の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の推進
3 循環型社会を構築する	<ul style="list-style-type: none"> 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進 プラスチック対策の推進 食品ロス対策の推進 災害廃棄物対策
1 気候災害への備えの充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> 浸水・洪水対策 土砂災害・風害対策 発災時の対応強化
2 熱中症や感染症などの健康影響への対策の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> 熱中症予防・注意喚起 感染症予防・注意喚起
3 自然生態系・水資源への影響への対応	<ul style="list-style-type: none"> 防災対策と生物多様性保全とのバランス確保 持続可能な水道
4 気候変動対策（適応策）に関する啓発、情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供・情報発信 体制づくり
1 市民の力を発揮できる場づくり	<ul style="list-style-type: none"> 地域での環境学習活動の推進 子どもたちへの環境教育、自然体験活動の推進 環境活動リーダーの活躍促進
2 環境情報を収集・発信する	<ul style="list-style-type: none"> 市民等への情報発信 情報収集の仕組みづくり
3 さまざまな主体との協働を進める	<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体がステークホルダーとして参加するパートナーシップの構築

基本目標 1 清らかな水と美しい緑を未来に継承するまち

【昭島市水と緑の基本計画、昭島市生物多様性地域戦略】

<関連する SDGs 目標>



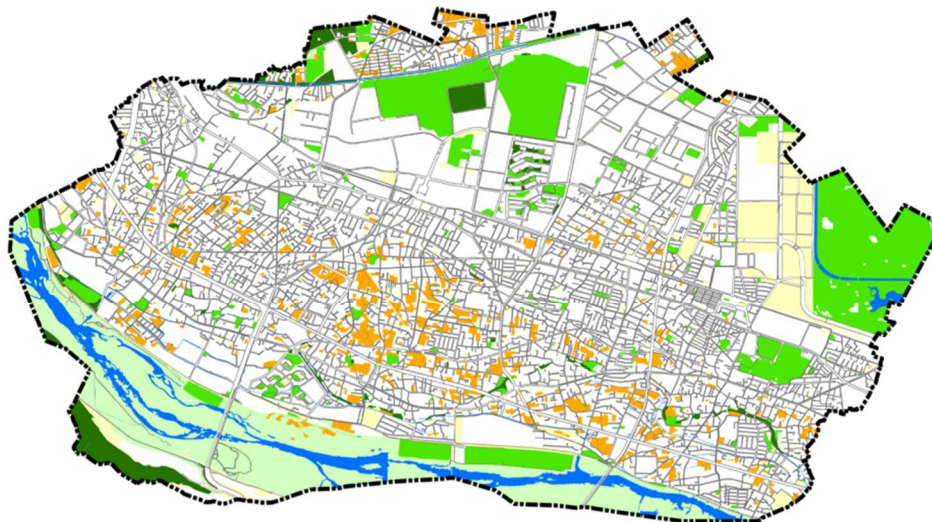
本分野は、都市緑地保全法第4条に基づく「緑の基本計画」、かつ生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」に位置付けます。

(1) 現状と課題

① 緑

- ・ 草木で覆われた緑被部分に「公園内の緑に覆われていない面積」と「河川等の水面の面積」を加えた「みどり」で覆われている面積は703haで、みどり率は41.1%です。

●みどりの現況 (2018〔平成30〕年度)



凡例

■ 森林 ■ 農地 ■ 公園・運動場等 ■ 河川等の水面 ■ 原野 ■ 未利用地等

※東京都知事の承認を受け、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したもの（〔承認番号〕31都市基交著第152号）に「平成29年度多摩部土地利用現況調査」のデータを重ねたもの。

- ・ 立川崖線は、雑木林で覆われ、場所によって湧水が湧出し、市街地に残された貴重な自然景観を形成しています。崖線沿いの樹林地の連続性を確保するよう緑の確保が必要です。
- ・ 保存樹木は、開発や近隣からの苦情による伐採などにより、減少または横ばい傾向にあります。保存樹木の面積は、横ばいで推移していましたが、近年、微減しています。市内の保存樹木や保存樹林は、市内に残された貴重な緑であるため、住民の理解を得ながら、その保全と維持管理をしていくことが必要です。
- ・ 生産緑地地区46.8ha、宅地化農地13.4ha（2019〔平成31〕年1月時点）があり、農業従事者不足や相続などの問題から減少しています。農地は、生産の場のみならず、まちなかの緑としても貴重な場であるため、保全が必要です。

<緑地>

- ・ 2019（令和元）年の市内全域の緑地面積は 444.5ha で、緑地の割合は 26.5%です。
- ・ 緑地面積の増減をみると、平成 22 年から令和元年の 9 年間で、総面積で 28.9ha 減少しています。その中でも、生産緑地地区の指定解除による減少が目立ちます。

●昭島市の緑地の状況

緑地種別		平成 22 年 (ha)	令和元年 (ha)	増減 (ha)
公園緑地等の都市施設とする緑地	都市計画公園・都市公園※ ¹	88.8	91.3	2.5
	都市計画緑地・都市緑地※ ²	18.1	18.5	0.4
	条例等の公園・緑地※ ³	5.2	6.5	1.3
	合計	112.1	116.3	4.2
制度上安定した緑地	生産緑地地区	52.8	46.8	-6.0
	河川区域、用水路	176.4	176.4	0.0
	条例等による保全地域 (緑地保全地域、保存樹林等)	2.1	1.9	-0.2
	その他の公共空地等 (一時開放の子ども広場)	0.9	0.9	0.0
	合計	232.2	226.0	-6.2
社会通念上安定緑地	(学校、社寺境内地 等) ※ ⁴	115.1	102.2	-12.9
緑地総面積		459.4	444.5	-14.9
緑地の割合（市内全域の面積）		26.5% (1,733ha)	25.6% (1,734ha)	-0.9%

※1：都市計画公園とは、都市計画区域内において、都市計画法により都市施設として都市計画決定されている公園のことです。都市公園とは、都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が都市計画区域内に設置する公園や緑地のことです。

※2：都市計画緑地とは、都市計画区域内において、都市計画法により都市施設として都市計画決定されている緑地のことです。都市緑地とは、都市公園法に基づき設置される都市公園のうち、主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上をはかるために設けられている緑地のことです。

※3：条例等の公園・緑地とは、児童遊園条例などによって昭島市が認定している公園のことです。

※4：面積減の要因は、小学校が2校閉鎖したことに加え、これまで小・中学校の面積は、校地面積を計上していたが、より現実的な値とするため、小・中学校の屋外運動場の値を採用したことによる。

<公園緑地>

- ・ 公園緑地は 99 箇所、面積は 116.3ha です。近年、小規模ながらも数・面積ともに増加傾向にあります。住民一人当たり面積は、9.9 m²/人から 10.3 m²/人に増加しています。

●公園緑地等の都市施設とする緑地の状況

緑地種別			平成 22 年		令和元年		増減	
			箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
都市計画公園・都市公園	住区公園	街区公園	28	9.2	32	9.3	+4	+0.1
		近隣公園	4	5.8	5	8.2	+1	+2.4
		地区公園	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	都市基幹	総合公園	0	0.0	0	0.0	0	0.0
		運動公園	1	12.2	1	12.2	0	0.0
	広域公園		1	61.6	1	61.6	0	0.0
都市計画緑地・都市緑地			2	18.1	2	18.5	0	+0.4
条例等の公園・緑地	条例等で認定の児童遊園		44	3.0	48	3.1	+4	+0.1
	市認定の緑地・広場		7	2.2	10	3.4	+3	+1.2
合計			87	112.1	99	116.3	+12	+4.2
住民一人当たり面積			9.9 m ² /人		10.3 m ² /人		+0.4 m ² /人	

② 水

<河川>

- ・ 多摩川は、全流域の中流部にあたり、通称「なめ」と呼ばれる河床によって特徴ある地形を形成しています。多摩川と河川敷の豊かな自然環境を保全するとともに、憩いの場や自然とふれあえるレクリエーション空間としての活用とのバランスに配慮していくことが必要です。
- ・ 玉川上水は、歴史的価値を有する土木施設・遺構として、国の史跡に指定されているほか、東京都の「玉川上水歴史環境保全地域」にも指定されています。近隣自治体とも連携し、玉川上水の広域的な保全と管理が必要です。
- ・ 残堀川は、国営昭和記念公園内を流れている多摩川水系の河川で、年間を通して流量は少なく、コンクリート護岸となっています。

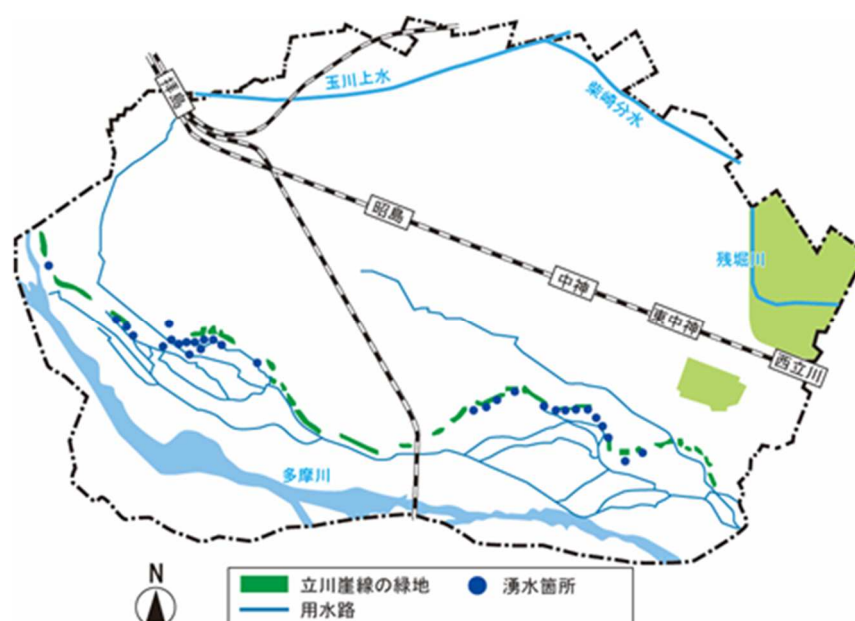
<用水路>

- ・ 用水路を流れる水のほとんどは水田かんがい用に利用されていますが、用水路から取水したビオトープの整備、水生生物の保全や水辺に親しむ場などにも活用されています。ただし、都市化や農業従事者の減少などによって、維持管理が困難になりつつあり、対策が必要です。

<湧水>

- ・ 市内に30箇所ある湧水のうち、12箇所（17地点）については毎年2回、湧水調査を実施しています。都市化による人工地盤面の増加に伴い雨水が地下に浸透しにくくなったことや、工事等による地下水脈への影響などにより湧水の水量の低下・消失がみられます。
- ・ 昭島市では、透水性舗装の実施や「雨水貯留槽設置助成」「雨水浸透施設設置費助成」などを行い、雨水浸透の促進に取り組んでいます。
- ・ 湧水を守るために、後背の農地や樹林地、公園緑地などでの雨水浸透を確保し、湧水の水量や水質を維持していくことが必要です。

●立川崖線沿いの湧水箇所位置図



③ 生物多様性

＜市内で見られる生物＞

- ・ 崖線の緑地及びその周辺において、ウグイス・オナガ・カワセミ（鳥類）、ゲンジボタル・ハグロトンボ（昆虫類）、ナマズ・ウナギ（魚類）、ヤマカガシ・アオダイショウ（爬虫類）などが確認されています。
- ・ アライグマやハクビシンなどについては、市民からの苦情相談や目撃情報が寄せられています。市では、今後の被害抑制のために箱罠を設置し、捕獲を行っています（令和元〔2019〕年度は計 33 頭捕獲）。
- ・ オオキンケイギク、ナガミヒナゲシについて、特徴や駆除に関する情報提供を行っています。
- ・ 市内の桜の木に、クビアカツヤカミキリが寄生した可能性があることについて、令和元（2019）年度にはじめて確認されました。
- ・ 近年、近隣の市町村においても、主に7月中旬から8月にかけて、ナラ類やシイ・カシ類などが枯死する状況が発生しています。カシノナガキクイムシにより持ち込まれたナラ菌が原因と言われており、今後、市内の樹木においても注視が必要です。



クビアカツヤカミキリ（成虫）

＜生物の生育・生息空間＞

- ・ 崖線の斜面地の多くは雑木林で覆われて湧水があり、市街地に残された貴重な生物の生息・生育空間となっています。生物が移動可能な回廊としての機能を保っていくよう、保全・維持管理をしていくことが必要です。
- ・ 多摩川を起源とする昭和用水やその支流では、一部区間で魚類やホタルなどの生息空間となっています。多摩川の河川敷には、オギやアシの群落や低木が混在し、多様な生物が生息・生育しています。
- ・ 市域の玉川上水は、「玉川上水歴史環境保全地域」の中で「上流部雑木林タイプ」にあたり、水路沿いはコナラやケヤキなどを中心とした雑木林となっており、多様な生物の生息・生育空間となっています。
- ・ 水生生物をはじめとする多くの生物の生育・生息空間を保全するため、崖線沿いの湧水地、多摩川、玉川上水、用水路などの保全と維持管理が必要です。
- ・ 昭島市エコ・パークでは、キンランの保全や森の再生に取り組んでいます。
- ・ 立川基地跡地の土地区画整理事業を実施するにあたり、希少猛禽類（オオタカ）との共生を図る目的として、保護区域（約 5.6ha）が設定されています。
- ・ 生息環境の変化に伴う野生鳥獣に関する苦情が寄せられています。ムクドリやカラスの糞害や鳴き声、空き家への動物の侵入などの苦情が多く、対策が必要です。
- ・ 市内での自然環境について現状把握を行うことが必要です。

(2) 10年後の目標

昭島の水と緑の恵みを守り、生物多様性への負担を最小化すると同時に、市域を超えて自然を守り、自然とふれあう貢献活動を広げていくことにより、生物多様性への負担を“実質ゼロ”とする目標を設定します（ノーネットロスの考え方）。

※ ノーネットロス (No Net Loss) : 国連の生物多様性条約事務局が発表した 2020 年以降のポスト 2020 生物多様性枠組の草案では、長期目標として、30 年までに生物多様性の損失を実質ゼロにする「ノーネットロス」、50 年までに 20%以上向上させるという目標を挙げています。

○エコロジカルネットワークの保全・創出

昭島市は、多摩川や玉川上水、緑が連なる立川崖線、清らかに溢れ出る湧水など、多様な水と緑に恵まれたまちです。また、その豊かな自然環境に多くの生物が生育・生息していることで、私たちは直接・間接的に、様々な自然からの恩恵を受けています。

緑の消失や縮小、分断を食い止め、生物の生息や生育、移動のための空間を確保するため、水と緑の連続性を確保するエコロジカルネットワーク（28～29 頁参照）の創出を図ります。

●環境指標・目標

指標	基準値 (令和元〔2019〕年度)	目標値 (令和 13〔2031〕年度)
みどり率	41.1% (2018〔平成 30〕年度)	41.1%を維持
緑地確保目標量	25.6% (1,734ha) (2018〔平成 30〕年度)	25.6%を維持
崖地樹林地の調査実施率、対策実施率【※新規】	60%	100%
特定生産緑地面積【※新規】	令和 4 年 1 月指定面積	維持
湧水個所数【※新規】	30 箇所	維持
農業用水路の維持（用水路延長）【※新規】	19km	19km を維持
雨水貯留槽の設置数	350 件	520 件
水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合【※新規】	31.0% ^{※1}	50.0%

※1 : 令和元年度昭島市市民意識調査結果

○水と緑を通じた連携・交流

昭島の守り育てる活動をみんなで盛り立てていくため、身近な自然にふれあい、自然を調べ学ぶ機会への市民の参加を増やし、活動を通じた人々の交流・連携の活発化を図ります。

●環境指標・目標

指標	基準値 (令和元〔2019〕年度)	目標値 (令和13〔2031〕年度)
生物の実態調査の実施	生き物調査の実施	実施
身近な自然資産散策マップの作成と活用	調布・府中崖線 マップを作成	マップを活用した 啓発事業を実施
水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合【※新規】	31.0% ^{※1}	50.0%

※1：令和元年度昭島市市民意識調査結果

緑化拠点

昭島市の顔となる場所を位置付け、来訪者に緑豊かな昭島を感じてもらえるよう、緑化を推進していきます。

住宅地の緑創出ゾーン

緑豊かで快適な生活空間となるよう、生垣や庭木などの身近な緑を増やし、街路樹や公園の緑一帯となったまちづくりを進めます。

■外来生物

ガビチョウ、アメリカザリガニ、タイワンシジミ、ブルーギル、オオキンケイギク 他



ハクビシン



アライグマ



ブラックバス



アレチウリ

緑のネットワーク（崖線）

立川崖線の樹林地や湧水は、昭島らしい景観を形成する主軸であり、また、多様な生物の生息・生育地として、非常に重要な環境要素であるため、今後とも維持・保全に努めます。

■滝山丘陵の草花

フデリンドウ、フタリスズカ、オカトラノオ、ヤマユリ、オオバキボウシ、ヒヨドリバナ、ジュウニヒトエ、アキノキリンソウ、ノハラアザミ、ノコンギク 他



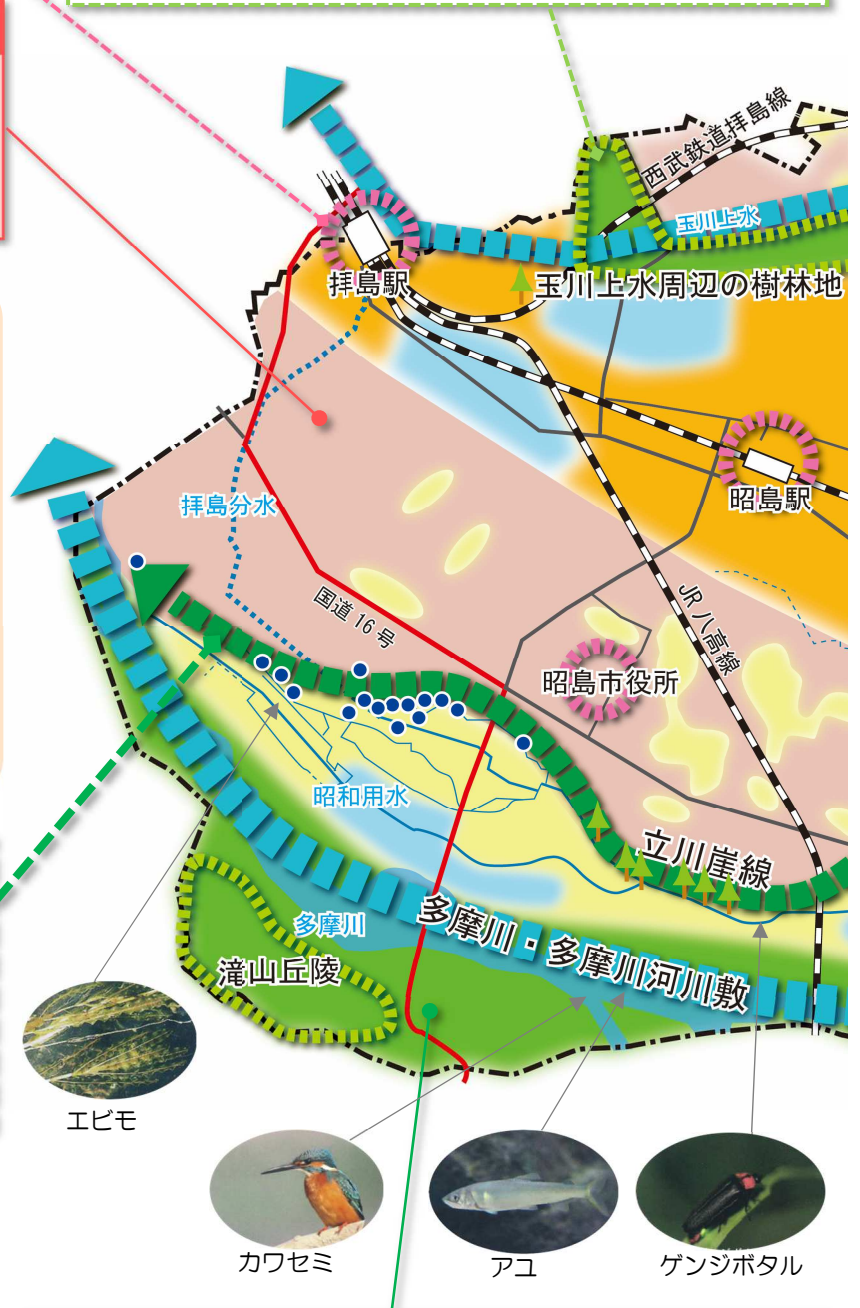
チゴユリ



キンミスヒキ

緑の拠点

豊かな緑に恵まれた貴重な自然環境空間として、継続的な維持・保全に努めるとともに、市内外からの利用促進を図り、自然に触れ・学び・親しむ環境学習やレクリエーション活動の場としての環境整備を推進していきます。



緑地保全ゾーン

市内の大規模な公園や丘陵地など、まとまりのある緑地を位置付け、貴重な自然環境が残されたゾーンとして、将来的に保全していきます。

※掲載している生物の情報や写真は昭島環境フォーラム（代表：長谷川博之）の提供によるものです。

都市の緑創出ゾーン

緑による魅力あふれる都市空間の形成を目指し、公共施設や主要な道路沿いを中心に、街中の緑をさらに増やし広げていきます。

■玉川上水の草花

タツナミソウ、エゴノキ、アキカラマツ、アキノタムラソウ、キハギ、ワレモコウ、ノブドウ 他



アマナ

ウグイスカズラ

ホタルフクロ

ヤクシソウ

センボンソウ

生産・流通エリアの緑創出ゾーン

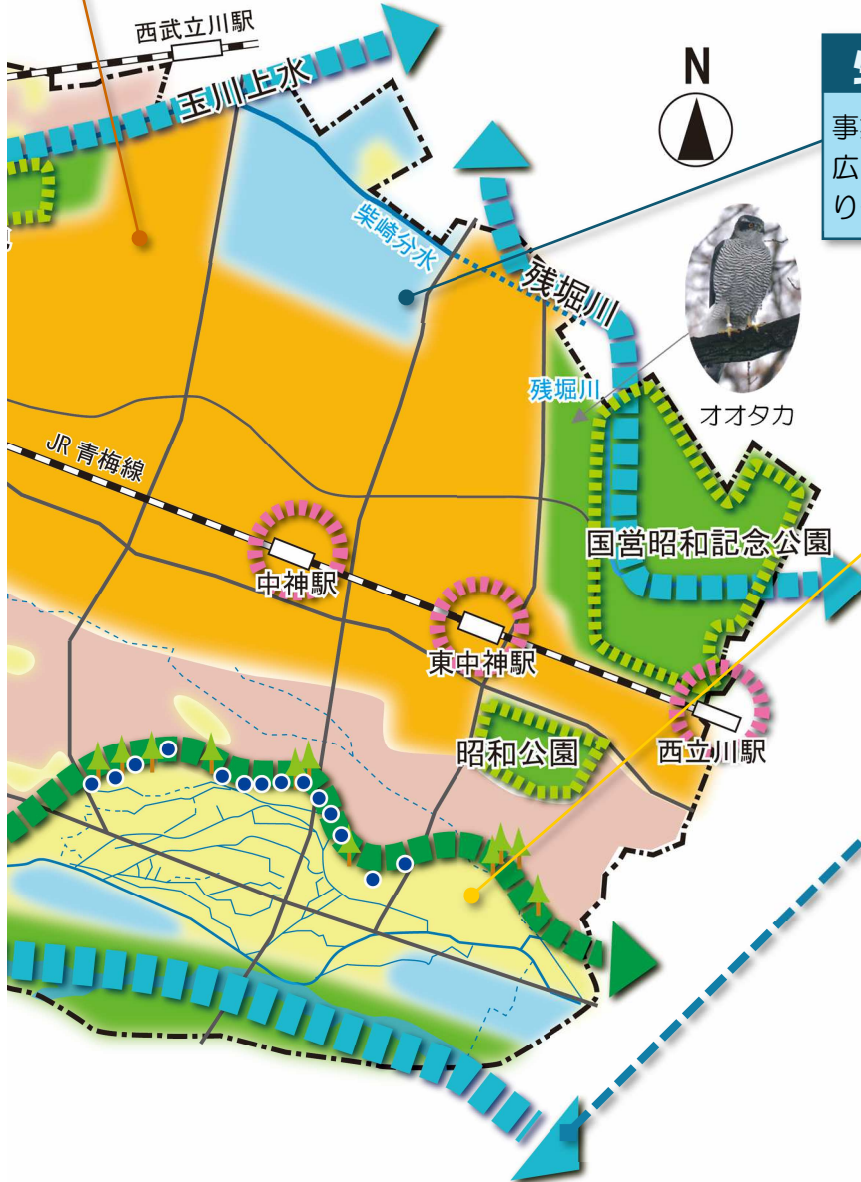
事業所やその周辺の緑を増やし、つなげ、広げることで、エリア内の環境・景観のより一層の向上を図ります。

農地と水路の保全・活用ゾーン

農地や水路は、都市の気温上昇の抑制、災害の防止、地下水の涵養、生物の生息空間など多面的機能を有しているため、維持・保全に努め、さらに体験・学習の場としての有効活用を推進していきます。

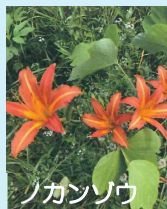
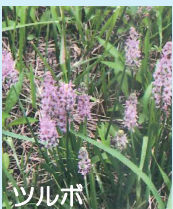
水のネットワーク

多摩川や玉川上水などの豊かな水辺環境を保全していくとともに、市民の憩いの場、水辺にふれあえる場、環境教育の場としての活用を推進します。



■多摩川の草花

カキドオシ、スイカズラ、シロヤブケマン、カワラサイコ、ヤブラン、クサギ、アワコガネギク、アキノノゲシ 他





ツルボ

ノガンソウ

コマツナギ

ミヤバラ

-  緑地保全ゾーン
-  都市の緑創出ゾーン
-  住宅地の緑創出ゾーン
-  農地と水路の保全・活用ゾーン
-  生産・流通地区の緑創出ゾーン
-  緑の拠点
-  緑化拠点
-  水のネットワーク
-  緑のネットワーク（崖線）
-  湧水
-  保存樹林

(3) 施策の方向

施策 1-1 水辺環境を保全・活用する

施策 1-1 (1) 河川、用水路の水辺環境の保全

- ・ 国や都、流域自治体と連携した多摩川・玉川上水及び周辺環境の保全
- ・ 多摩川の水源地域を守る活動の支援
- ・ 市内を流れる用水路の水辺環境の維持・保全

施策 1-1 (2) 水辺環境の有効活用

- ・ 多摩川河川敷の散策やスポーツ、レジャーなど、水辺に親しむための活用策の検討【拡充】
- ・ 多摩川や残堀川などの活動支援及び市民との協働による清掃・美化の実施

施策 1-2 清らかにあふれ出る水を守る

施策 1-2 (1) 湧水の保全

- ・ 流域自治体との連携による湧水とその周辺環境の保全【拡充】
- ・ 湧水箇所における水量・水質検査の継続的な実施

施策 1-2 (2) 地下水 100%の水道水の維持・活用

- ・ 節水の促進、節水器具の普及啓発、生活排水に関する知識の啓発及び指導
- ・ 広域的な視点からみた水循環の保全活動の推進（奥多摩・昭島市民の森事業等）

施策 1-2 (3) 水循環の促進

- ・ 雨水貯留槽・雨水浸透の導入促進【拡充】
- ・ 公共施設における雨水貯留槽の設置促進、雨水利用の普及啓発【新規】
- ・ 公園や道路整備におけるグリーンインフラ設備の導入の検討【新規】

施策 1-3 崖線をはじめとする貴重な緑地を保全する

施策 1-3 (1) 崖線緑地の保全

- ・ 東京都への緑地保全地域の指定拡大の要望
- ・ 崖線緑地の多面的機能についての普及啓発
- ・ 崖線緑地の地盤調査の実施と維持管理方針（安全と生物多様性の配慮の考え方を含む）の検討【新規】

施策 1-3 (2) 樹林地の保全

- ・ 保存樹木や保存樹林の指定拡大
- ・ 樹林地の樹木の適正な管理（※台風による倒木等に配慮）
- ・ 地域の歴史・文化財と一体となった社寺林等の保全
- ・ 街路樹等の適正な管理（※台風による倒木等に配慮、あきしまさくらへの植え替え）

施策 1-4 まちなかに花と緑をいっぱいにする

施策 1-4 (1) まちなかの緑の保全・創出

- ・ 宅地開発等指導要綱に基づく緑地確保の促進
- ・ 街路樹・植栽の維持管理
- ・ 公共施設における壁面緑化、屋上緑化、敷地内緑化の推進【拡充】
- ・ 市民との協働によるまちなかの花壇の整備や花の植栽の推進
- ・ イベント参加者への苗木の配布
- ・ 昭島市エコパークの 100 本桜の活用の検討（※啓発機会、観光資源）【新規】
- ・ 公園や街路樹における樹木の適正な管理【拡充】

施策 1-5 子どもから高齢者まで憩える公園緑地を確保する

施策 1-5 (1) 憩える公園緑地の確保

- ・ 住民の憩いの空間となる公園緑地の維持管理
- ・ 市民緑地の指定や住民が憩える緑地空間の創出

施策 1-5 (2) 公園緑地の多面的利用の推進

- ・ 市民参加による公園づくりとその維持管理、幅広い世代の市民の参加の確保【拡充】
- ・ 災害時の一時的な避難場所として機能する公園緑地の整備【拡充】

施策 1-6 多機能空間として農地を維持する

施策 1-6 (1) 農地の保全

- ・ 生産緑地や特定生産緑地の指定

施策 1-6 (2) 農業用水路の維持と活用の推進

- ・ 市民や関係機関との協働による農業用水路の適切な維持管理
- ・ 農業用水の環境用水・防火用水としての活用促進
- ・ 農業用水路及びその周辺の散策路としての活用促進

施策 1-6 (3) 都市農業の理解促進、農を通じた体験交流の促進

- ・ 市民農園の活用促進、市民の農業への理解の醸成
- ・ 給食での地元農産物の利用促進、地産地消の普及促進

施策 1-7 多様な生き物と共生するまちをつくる

施策 1-7 (1) 生物の実態把握

- ・ 市民や市民団体、学識経験者などとの協力による動植物の生育・生息調査の実施
- ・ 自然観察会の開催等による地域住民の自然環境への関心・理解の醸成
- ・ 生き物ガイドブックづくり【新規】
- ・ 水と緑に関する郷土資料の作成
- ・ 昭島の水と緑を巡る散策コースのPR【拡充】

施策 1-7 (2) 水と緑のネットワークの保全・創出

- ・ 崖線緑地の保全と適切な管理による緑の連続性の確保
- ・ 街路樹の適切な維持管理
- ・ 市内の貴重な樹林地の公有地化
- ・ 冬季における通水の確保及び河川や用水路の連続性の確保
- ・ エコロジカルネットワークの形成に向けた在来種の植栽【新規】

施策 1-7 (3) 生物の生息・生育拠点の保全・創出

- ・ 貴重な動植物（※キンラン、オオタカなど）の生育・生息地の保全【新規】
- ・ 学校や公園緑地内における生物の生育・生息空間の創出・維持

施策 1-7 (4) 在来生物の保全と外来生物対策

- ・ アライグマやハクビシンなどの駆除対策の推進【新規】
- ・ 国との連携による多摩川河川敷の特定外来生物対策（※オオキンケイギク等）の推進【新規】
- ・ 侵入しつつあるクビアカツヤカミキリ、ツマアカスズメバチに対する情報収集、関連機関との連携による適切な対策【新規】
- ・ 市内の在来植物やサクラ並木等の生育状況の把握及び維持のための適切な処置の実施【新規】

(4) 環境配慮指針

① 市民の取組

<住宅、設備・機器>

- 節水型シャワーヘッドなどの節水器具を使用するよう努めます。
- 雨水貯留槽や雨水浸透ますを設置するなど、雨水の有効活用に努めます。
- 指定された保存樹木・樹林などの管理・育成に協力します。
- 緑化の補助制度などを活用し、庭、生け垣、ベランダなどの緑化に積極的に努めます。

<自然とふれあう>

- 街路樹や公園などの身近な緑や水辺、動植物を大切にします。
- 地元産の農作物の購入に努めます。
- 身近な農地や農業用水路の散策を通じて、多機能空間としての農地を意識します。
- 多摩川、崖線、玉川上水、農業用水など身近な自然に親しむようにします。
- 外来生物について理解し、外から持ち込んだり地域へ放したりしないようにします。また、有害鳥獣を見かけたら連絡します。

<参加・協働>

- 多摩川、残堀川の清掃活動に参加します。
- 多摩川などで行われる環境保全・啓発イベントに積極的に参加します。
- 水辺に関わる貴重な緑の保全のために、崖線、湧水、玉川上水などに関するイベントなどに積極的に参加します。
- 水循環に関する学習会などに積極的に参加します。
- 身近な公園の管理に協力・参加します。
- 市民農園や体験農園などの活動に積極的に参加します。
- 動植物に関する実態調査に参加します。

② 事業者の取組

<建物、設備・機器>

- 事業所内に雨水を地下に浸透させる施設（浸透ますや浸透トレンチなど）の設置に協力します。
- 敷地内に、雨水タンクや貯留施設を設置し、雨水を積極的に利用します。
- 地下水の過剰な汲み上げを抑制します。
- 敷地内の樹木や水辺の保全に努めます。
- 歴史文化資産やその周辺の水と緑の保全に協力するよう努めます。
- 屋上緑化・壁面緑化、生け垣設置など、事業所内での緑化に努めます。
- 農地や農業用水の多面的な機能を理解し保全に努めます。
- 緑化の際には、野鳥や昆虫などの生き物が生息できるように、実のなる木や花を植えることに努めます。

<参加・協働>

- 多摩川、残堀川の清掃活動に参加します。
- 水辺環境の保全・整備を市民や市と協働して進めていきます。

基本目標 2 健康に暮らせる生活環境を守るまち

<関連する SDGs 目標>



(1) 現状と課題

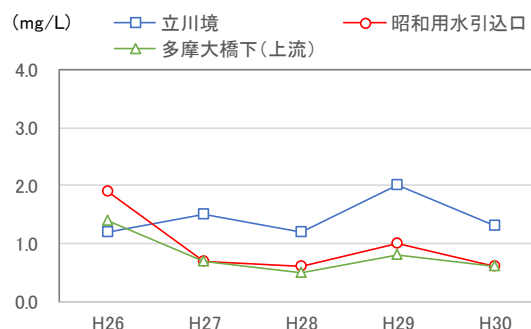
① 大気環境

- ・ 国道 16 号小荷田交差点での一酸化炭素 (CO)、浮遊粒子状物質 (SPM)、二酸化窒素 (NO₂) などの大気環境調査の結果では、いずれも環境基準を下回っています。

② 水環境

- ・ 多摩川における生物学的酸素要求量 (BOD) ¹は、3 地点とも 2mg/L 以下であり、A 類型に該当します。その他の生活環境項目でも、基準を超えている地点はありません。
- ・ 湧水量の多い 3 箇所 (龍津寺・拝島大師・諏訪神社) の湧水について、毎年水質分析調査を実施しています。亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の濃度について見ると、環境基準の 10mg/L を下回っており、概ね良好な水質を保っています。市内の湧水の良好な水質を維持できるよう、雨水の地下浸透を確保するなど、湧水の水量や水質を保全していくことが必要です。

● 多摩川の水質調査結果の推移 (BOD)



③ 音環境

- ・ 各地点での自動車騒音の大きさは、近年ほぼ横ばいで推移していますが、国道 16 号線 (緑町 4-25 付近) のみ騒音が大きく、要請限度²を超えています。この場合、道路交通法の規定による措置を執ることを要請、または道路管理者等へ意見を述べるなど、関係機関に働きかけていくことが必要です。
- ・ 市域は、米空軍の横田基地に隣接し、飛行コースの直下にあるため、拝島第二小学校における近年の測定結果では、概ね環境基準を超えるレベルで推移しています。「航空機」の騒音は、引き続き関係機関に働きかけるとともに、住宅等の防音対策を促進していくことが必要です。

1 BODとは、水の中に含まれる有機物が一定時間、一定温度のもとで微生物によって生物化学的に酸化されるときに消費される酸素量のことであり、数値が大きいほど川は汚れています。

2 区市町村長は、自動車騒音又は道路交通振動が環境省令で定める限度を超えていて、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音については東京都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執ることを要請することができ、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べるすることができます。

④ その他の生活環境

- ・ 2019（令和元）年度の苦情処理件数は59件であり、特に「土地管理」「動物・害虫」の苦情件数が多い状況です。その背景として、市内の空き家が増加していることが要因の一つと考えられます。

●苦情件数の推移

年度	現象	ばい煙	粉じん	悪臭	汚水	騒音	振動	土壌汚染	電波障害	土地管理	廃棄物	動物・害虫	その他	合計
平成27年度		5	1	2	0	8	0	0	0	14	4	2	4	40
平成28年度		5	0	0	1	2	0	0	0	17	2	6	1	34
平成29年度		7	0	0	0	6	0	0	0	17	0	8	3	41
平成30年度		5	0	0	0	4	0	0	0	27	0	25	9	70
令和元年度		5	0	1	0	6	0	0	0	25	2	14	6	59

- ・ 「土地管理」の苦情件数が多いことは、管理不全の空き家にアライグマやハクビシンなどの生物が棲みつくことで、周辺住宅にも悪影響を及ぼすことが要因の一つと考えられるため、空き家管理等の対策を講じる必要があります。
- ・ 「動物・害虫」の苦情件数が多いため、特に外来生物を駆除していく必要があります。
- ・ 市内には、歩道に電柱がある箇所やブロック塀が残る箇所などがあるため、車いすが通れるようにするなど、歩きやすいまちづくりを進める必要があります。
- ・ 歩行喫煙や吸殻のポイ捨てといった「迷惑喫煙」に対して、昭島市まちをきれいにする条例に基づき、ルールの定着・浸透をさせていく必要があります。

(2) 10年後の目標

昭島市では、大気環境や水環境、音環境などの環境悪化を未然に防止し、生活環境の保全に努め、市民、事業者の環境面に関わる安全・安心の実現を目指します。

○生活環境の確保

健康で快適な生活を営む権利を守るため環境基準※を全て達成し、さらに良好な環境が保たれていることを目指します。

※ 人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標として定められています。

●環境指標・目標

項目	指標	基準値 (令和元〔2019〕年度)	目標値 (令和13〔2031〕年度)
大気環境	一酸化炭素濃度(CO)の環境基準の達成状況	達成 (国道16号線小荷田交差点)	達成
	二酸化窒素(NO ₂)の環境基準の達成状況	達成 (国道16号線小荷田交差点)	達成
	浮遊粒子状物(SPM)の環境基準の達成状況	達成 (国道16号線小荷田交差点)	達成
	微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準の達成状況	達成 (国道16号線小荷田交差点)	達成
	光化学スモッグ注意報発令日数	5日 (多摩中央)	達成(0日)
	ダイオキシン類対策特別措置法で定められた大気環境基準の達成状況	達成 (市内及び清掃センター周辺)	達成
水環境	多摩川の生物化学的酸素要求量(BOD)の達成状況	達成 (3地点)	達成
	湧水の亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の達成状況	達成	達成
	地下水揚水量	約14,546千m ³	維持
音環境	航空機騒音 (Lden〔時間帯補正等価騒音レベル〕※1)	達成 (拝島第二小学校)	達成

※1 Lden: 1日に発生したすべてのエネルギーを合計し、1秒当たりの評価値として表したものです。また、評価に当たっては、時間帯による騒音の感じ方を加味し、騒音が発生する時間帯ごとに、エネルギー量に重み付けを行い評価します。測定方法については、暗騒音(飛行時以外のその場所における騒音)より8デシベル以上大きい音が5秒以上継続したものを対象に70デシベル以上の回数を記録しています。

(3) 施策の方向

施策 2-1 健康で安全な生活環境を確保する

施策 2-1 (1) 大気、水質、騒音などのモニタリング調査の実施

- ・ 道路沿道を中心とした大気、騒音のモニタリング調査の実施と関係機関への要請（※必要に応じて）
- ・ 水質、土壌、地下水（※災害対策用井戸を含む）のモニタリング調査の定期的な実施と工場事業場等への指導【拡充】
- ・ 国、東京都によるモニタリング調査に関する情報の収集、必要な対策などの検討
- ・ ダイオキシン類などの有害化学物質のモニタリング調査の定期的な実施、結果の公表

施策 2-1 (2) 自動車等の対策の推進

- ・ 庁用車等の次世代自動車（ZEV）への切り替えの推進【拡充】
- ・ 市民及び事業者における次世代自動車（ZEV）の普及促進【拡充】
- ・ 大気汚染や騒音の軽減を目的とした所管機関への道路の拡幅整備工事の要請、市道の道路整備の推進
- ・ 子どもや車いすでも安全に歩行できるような歩道の整備

施策 2-1 (3) 航空機騒音対策の推進

- ・ 航空機騒音に関する定期的な測定と監視
- ・ 飛行訓練の中止や早朝・夜間の飛行制限に関する関係機関への要請
- ・ 基地周辺環境整備の充実に向けた関係機関への要請（※住宅防音工事の対象範囲や補助対象施設の拡大、補助額の増額）
- ・ 学校、その他公共施設の防音整備の継続
- ・ 航空機騒音対策及び環境保全整備、健康影響調査などに関する関係機関への要請

施策 2-1 (4) 安全な生活環境の確保

- ・ 大規模小売店舗の出店における周辺環境対策の推進
- ・ 住宅や工場などの混在する地区及び近隣における環境問題に関する関係者との協議、指導の実施
- ・ 清掃センター焼却炉の適正な管理
- ・ 野焼きや小型焼却炉等の規制に関する啓発及び規制の推進
- ・ 有害化学物質や光化学スモッグやPM2.5等の原因となるVOC（揮発性有機化合物）の排出削減に関する情報提供【拡充】

施策２－２ 快適な街なみをつくる

施策２－２（１）まちなかの美化活動の推進

- ・ ごみのポイ捨てや不法投棄対策による環境美化の推進
- ・ 道路、公園、水路などの公共施設の計画的清掃の推進
- ・ 各駅周辺における自転車等駐車場の整備と放置自転車対策の推進
- ・ まちをきれいにする条例、東京都受動喫煙防止条例に基づく喫煙ルールの周知・徹底【拡充】
- ・ 路上喫煙の防止、受動喫煙の防止についての普及促進
- ・ 空き地などの適正管理の推進

施策２－２（２）動物の適正飼育と野生鳥獣の保護・管理の推進

- ・ 飼い犬の登録率の向上、狂犬病予防接種率の向上
- ・ 猫によるふん・尿被害、鳴き声、ごみ漁りなどによる被害の軽減、地域猫活動の推進
- ・ 動物愛護精神の向上
- ・ ムクドリの糞害・騒音に対する対応策の検討【新規】

(4) 環境配慮指針

① 市民の取組

- 近隣騒音を発生させないよう努めます。
- ごみやタバコの吸殻などのポイ捨てや不法投棄はしません。
- 喫煙マナーの向上に努めます。
- 洗剤の適量使用、分解しやすい洗剤の使用、食器に付いた油や汚れを拭き取ってからの洗浄など、汚水の排出抑制に努めます。
- 食用油や生ごみなどが生活排水に混入しないよう努めます。
- ペットを飼育する際、飼主はマナーを守り、責任を持って飼育します。
- 歴史・文化資産やその周辺の清掃活動に協力するよう努めます。

② 事業者の取組

<建物、設備・機器>

- 関連法規に基づく環境基準を遵守し、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの防止に努めます。
- 揮発性有機化合物 (VOC) 排出の少ない材料等を利用し、大気汚染の発生を抑制します。
- 地下水や土壌などを汚染しないよう、化学物質の適正な管理や使用に十分な注意を払うよう努めます。
- 工場排水は排水基準を遵守します。建物の解体・改修の際には、アスベスト飛散防止対策を行います。
- 事業所周辺の自然とのふれあい場所の清掃や環境美化を進めます。

<事業活動>

- 車両や機械などは、低公害・公害防止機器の積極的な導入に努めます。
- ノーマイカーデーや時差出勤の奨励、自転車通勤の推進などに努めます。
- 共同配送などの環境に配慮した輸送体制の導入に努めます。
- ダイオキシン類が発生するような焼却処理をしません。
- ごみやタバコの吸殻などのポイ捨て禁止や喫煙マナー向上に努めます。

基本目標 3 持続可能な地球環境のために責任をもって行動するまち

【昭島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

<関連する SDGs 目標>



本分野は、地球温暖化対策推進法第 19 条第 2 項に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に位置付けます。

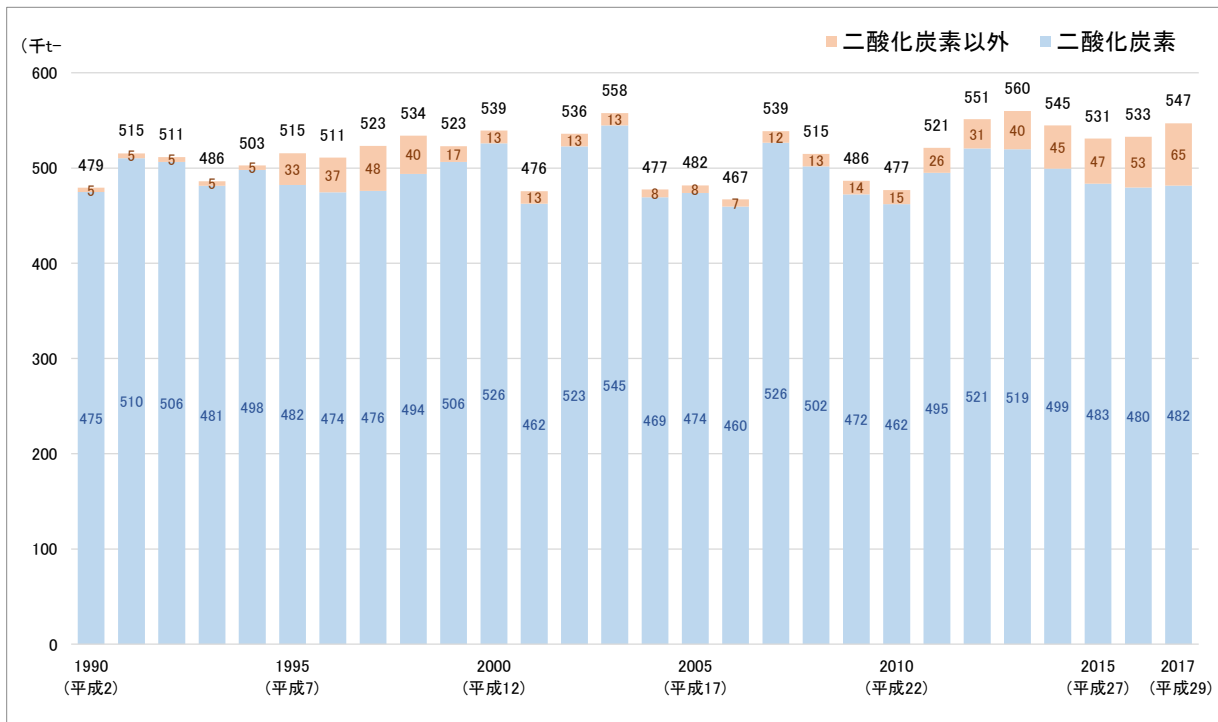
対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法で定められている 7 種類のガス（二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃)）とします。

(1) 現状と課題

① 市域の温室効果ガス排出の現状

- 市域の温室効果ガス排出量は、1990（平成 2）年度以降、増減しながら推移し、2013（平成 25）年度に 560 千 t-CO₂ と最も多くなりました。その後、排出量は減少したものの、2015（平成 27）年度から増加に転じています。
- 2017（平成 29）年度の排出量は 547 千 t-CO₂ で、現行計画の基準年度の 1990（平成 2）年度の排出量 479 千 t-CO₂ に対し、代替フロン等の排出が増えた影響で 14.4% の増加となっています。

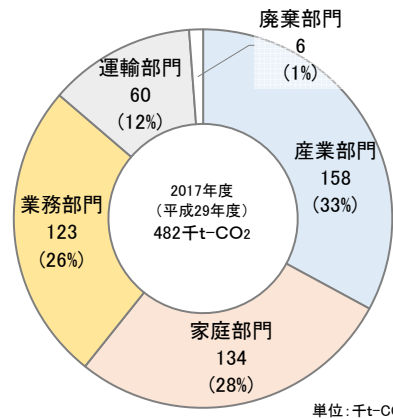
●市域における温室効果ガス排出量の推移



出典：「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成

- ・ 温室効果ガスの排出量のほとんどを占める二酸化炭素 (CO₂) については、1990 (平成 2) 年度に対し 1.5% の増加でした。一方、二酸化炭素 (CO₂) 排出の主要な発生源となるエネルギー消費量は、1990 (平成 2) 年度に対し 13% の減少でした。原子力発電の稼働状況や再生可能エネルギーによる発電量の状況など、電力の二酸化炭素 (CO₂) の排出係数の上昇の影響により、排出量の減少に至っていない状況です。
- ・ 2017 (平成 29) 年度の二酸化炭素 (CO₂) 排出量は、482 千 t-CO₂ で、1990 (平成 2) 年度の排出量に対し 1.5% の増加となりました。
- ・ 市域の温室効果ガス排出量の将来推計を行ったところ、令和 12 (2030) 年度の排出量 (現状趨勢ケース：現状から追加的な地球温暖化対策が行われないと仮定した場合) は、人口減少により家庭部門からの排出量が減るため、温室効果ガス排出量が 556 千 t-CO₂ (平成 25 [2013] 年度比 -3.8%)、二酸化炭素 (CO₂) 排出量が 480 千 t-CO₂ (平成 25 [2013] 年度比 -7.6%) と予測されます。

●二酸化炭素排出量の内訳

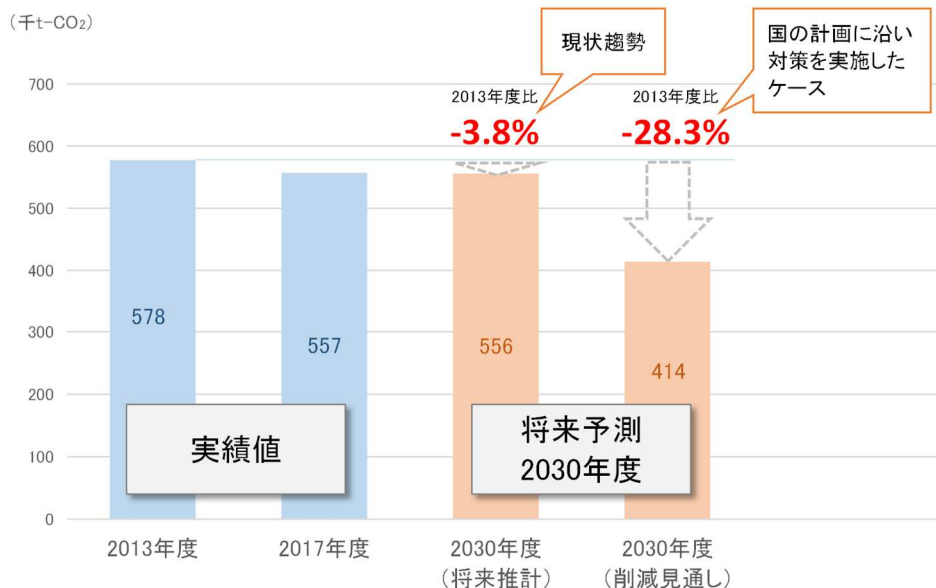


出典：「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データより作成

② 温室効果ガスの削減の可能性

- ・ 国の地球温暖化対策計画では、温室効果ガスの排出削減目標として、令和 12 (2030) 年度に平成 25 (2013) 年度比 26%削減、2050 年までに 80%削減を掲げています。
- ・ このため、昭島市において、国の地球温暖化対策計画に示されている省エネルギー性能の高い設備や機器の導入促進、徹底的なエネルギー管理の実施、次世代自動車の普及促進、国民運動の推進などに取り組む効果を試算しました。その結果、令和 12 (2030) 年度の温室効果ガス排出量に対し、28.3%の削減の可能性があると試算されました。

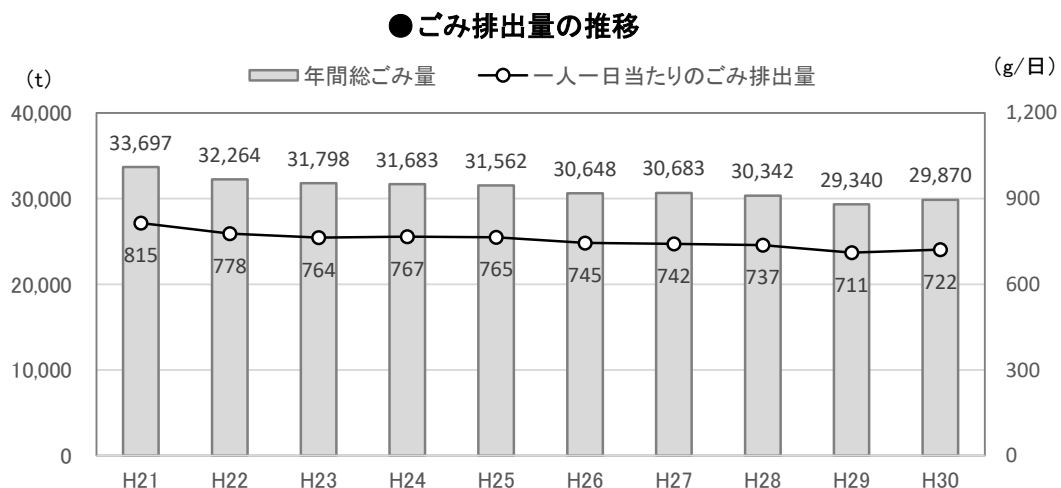
●市域の温室効果ガス排出量の将来推計結果



- ・ 2019（令和元）年度に実施した市民意識調査の結果によると、地球温暖化防止問題に対し約9割の市民が日常生活での取組に理解を示しています。また、約2割の市民は、「多少不自由を感じても積極的に取り組みたい」と回答しています。
- ・ 中長期的な温室効果ガス排出量の削減（緩和）、さらには脱炭素化が求められており、再生可能エネルギーの導入加速化、建物・交通分野での排出削減に向けた各主体の取組などを促進していく必要があります。

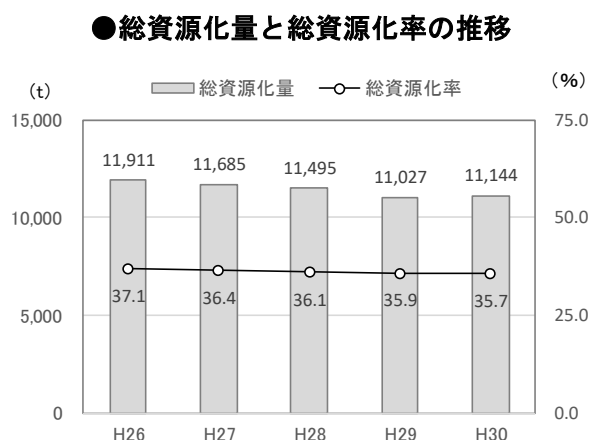
③ 廃棄物・リサイクルの現状

- ・ 昭島市では、ごみの減量と分別の徹底による3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進するため、平成16（2004）年10月から、市内全域での戸別収集（集合住宅を除く）を開始しました。
- ・ ごみ排出量は、毎年減少が続いています。平成30（2018）年度の一人一日当たりごみ排出量は、722gでした。



出典：統計あきしま

- ・ ごみの排出量の減少とともに、ごみの総資源化量及び総資源化率（リサイクル率）も、微減または横ばい傾向で推移しています。
- ・ 引き続き、ごみの排出抑制、リサイクル率の向上に向けた啓発が必要です。
- ・ プラスチックごみについては、レジ袋などの容器包装の削減や、ワンウェイ製品からリユース可能な製品への代替など、使い捨て型のライフスタイルを見直していく必要があります。



出典：統計あきしま

(2) 10年後の目標

国は、地球温暖化対策計画において、温室効果ガスの排出削減目標を「2030年度に2013年度比26%削減（2005年度比25.4%削減）」「2050年までに80%削減」を設定しています。

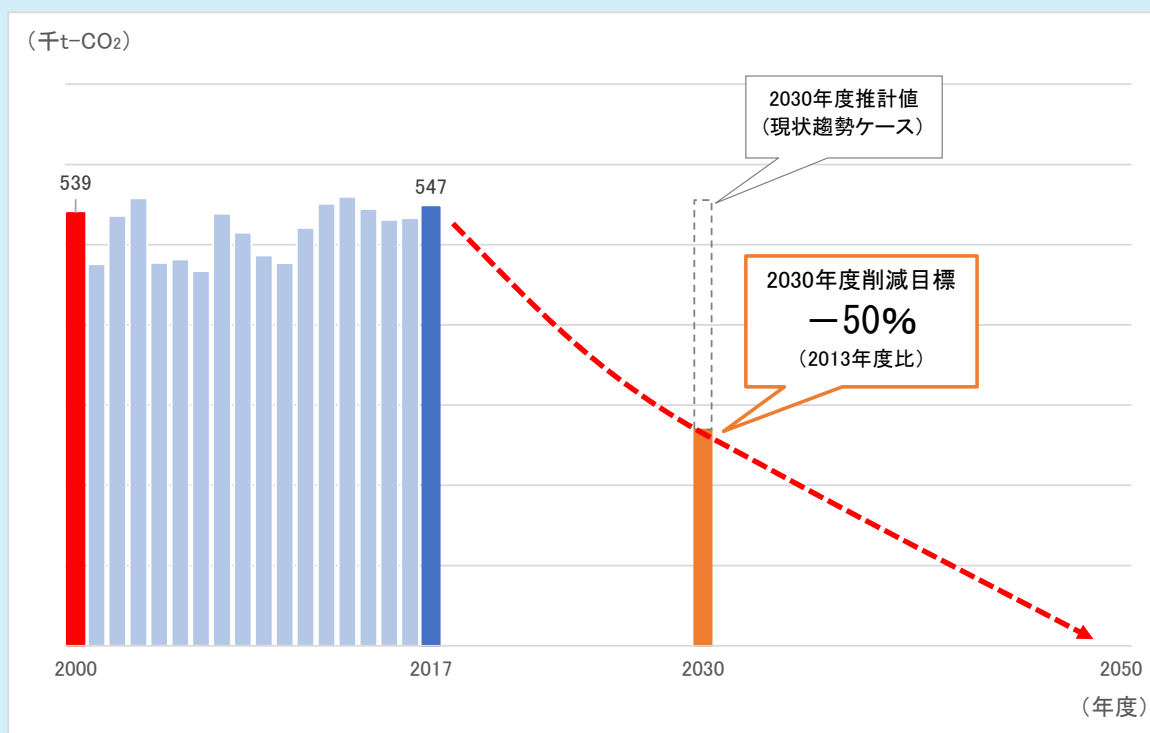
東京都は、「ゼロエミッション東京戦略」において、大消費地としての責務を果たし、脱炭素社会においても持続可能な成長を実現する都市であり続けるため、地球全体の平均気温の上昇を1.5℃に抑えることを追求し、2050年頃に世界の二酸化炭素（CO₂）の排出実質ゼロへの貢献を掲げています。

昭島市では、「2050年二酸化炭素（CO₂）排出実質ゼロ」への貢献を目指し、国や都などとの連携しながら、市民・事業者・市による対策・施策に積極的に取り組む決意を込め、次のとおり温室効果ガス削減目標を設定します。なお、目標年度は、国・東京都との整合に配慮し、令和12（2030）年度とします。

○温室効果ガス削減

令和12（2030）年度の市域の温室効果ガス排出量を50%削減（平成12〔2000〕年度比）します。

●温室効果ガス削減に向けた令和32（2050）年までの道筋



前述の国や東京都の令和32（2050）年の目標の達成には、従来の取組の延長だけでは実現困難で、革新的な技術開発が必要との前提があります。新たな技術も社会に取り入れていけるよう、市民の行動の変容を考慮しながら、社会の仕組みや制度の見直しなども含め積極的に取り組んでいきます。

●環境指標・目標

指標	基準値	目標値
市域の温室効果ガス排出量	539 千 t-CO ₂ (平成 12 [2000] 年度) 参考：547 千 t-CO ₂ (平成 29 [2017] 年度)	-50% ^{※1} (270 千 t-CO ₂ 以下) (令和 12 [2030] 年度)
エネルギー消費量 【※新規】	6,964TJ (平成 12 [2000] 年度) 参考：5,128TJ (平成 29 [2017] 年度)	-50% ^{※1} (3,482TJ 以下) (令和 12 [2030] 年度)
家庭用燃料電池普及率【※新規】	—	14% ^{※1、※2} (令和 12 [2030] 年度)
乗用車の自動車の購入時に ZEV を選ぶ人の割合【※新規】	—	100% ^{※1} (令和 12 [2030] 年度)
廃プラスチック類焼却量【※新規】	2,188 t ^{※3} (平成 29 [2017] 年度)	-40% ^{※1} (令和 12 [2030] 年度)
再生可能エネルギー電力利用率【※新規】	—	50% ^{※1} (令和 12 [2030] 年度)

※1 『未来の東京』戦略(令和3[2021]年2月)に示された「2030年に向けた政策目標」に相当する値。

※2 2040年度の世帯数予測(7,215,148世帯)「東京都世帯数の予測—統計データ—」(2019年3月)に対し、ゼロエミッション東京戦略における2030年度の家計用燃料電池の普及台数の目標(100万台)から、普及率を算出した値。

※3 「オール東京 62 市区町村共同事業」提供データによる、昭島市における廃プラスチック及び合成繊維くずの焼却処理量。

○資源の循環的な利用

ごみの削減と再利用を目指す3R¹の取組を推進します。

Reduce（リデュース）発生抑制：ごみを発生させないこと

Reuse（リユース）再使用：ものを繰り返し使うこと

Recycle（リサイクル）再生利用：資源として再生利用すること

●環境指標・目標

指標	基準値 (令和元〔2019〕年度)	目標値
ごみの資源化（総資源化率）	35.4%	41.3% ^{※1} 以上 (令和7〔2025〕年度)
集団回収を除く家庭1人1日あたりごみ排出量【※新規】	572.8g/日	555g/日 ^{※1} 以下 (令和7〔2025〕年度)
事業系ごみ総排出量【※新規】	6,373トン	5,327トン ^{※1} 以下 (令和7〔2025〕年度)
フードドライブ ² の回収量【※新規】	196kg/年	1,000kg/年
買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋はもらわないよう心掛けている市民の割合【※新規】	64.9% ^{※2}	100%
食べ残しを極力少なくするよう心掛けている市民の割合【※新規】	59.7% ^{※2}	100%

※1 第四次昭島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成28年度～平成37年度）の目標。

※2 令和元年度昭島市市民意識調査結果による。

-
- 3Rは、「Reduce（リデュース）発生抑制」「Reuse（リユース）再使用」「Recycle（リサイクル）再生利用」の3つのRの総称です。3Rには、「Refuse（リフューズ）断る：ごみになるものを断ること」「Repair（リペア）修理：ものを修理して使うこと」など循環型社会を目指す、さまざまな取組を含みます。
 - フードドライブとは、家庭で余っている食べ物を学校や職場などに持ち寄り、それらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動です。食品ロス削減に繋がるため、自治体だけでなく、イベントなど様々な場所で行われています。

(3) 施策の方向

施策3-1 持続可能な社会に向けた行動を支援する

施策3-1 (1) 環境に配慮したライフスタイルの普及

- ・ 省エネルギーに配慮したライフスタイルの普及
- ・ あきしま省エネ家計簿（web版・アプリ版）の普及拡大
- ・ 省エネルギーに配慮した機器の利用促進
- ・ 再エネ電気の選択についての普及促進【新規】
- ・ 市民に対するグリーンカーテンの普及啓発
- ・ 環境に配慮した商品の選択、エシカル消費¹についての普及啓発【拡充】
- ・ 家庭のLED照明器具等の導入支援【新規】
- ・ イベント開催時における地球温暖化や気候変動対策（緩和策・適応策）に関する資料の配布と普及啓発【拡充】

施策3-1 (2) 事業所のゼロエミッションの取組の支援

- ・ 東京都が実施する省エネ診断や研修会などに関する情報提供【新規】

施策3-2 脱炭素社会を構築する

施策3-2 (1) 公共施設での省エネルギー、再生可能エネルギー導入の推進

- ・ 公共施設の改修等に合わせた計画的な省エネ機器の導入、断熱改修の実施【拡充】
- ・ 公共施設における再生可能エネルギーの利用拡大【拡充】
- ・ 公共施設でのグリーンカーテンの実施
- ・ 環境マネジメントシステムの適切な運用
- ・ 再生可能エネルギーを利用した防災拠点等の整備【新規】

施策3-2 (2) 住宅・建物での省エネルギー、再生可能エネルギーの導入の推進

- ・ 太陽光発電やバイオマスエネルギーなどの普及と導入の支援
- ・ 太陽光パネルや蓄電池の導入による再生可能エネルギーの自家消費の推進【新規】
- ・ 家庭・業務・産業用燃料電池の普及促進【新規】
- ・ 持続可能で低炭素な自立・分散型エネルギーの拡大に向けた普及啓発【新規】
- ・ 住宅・建物等での導入補助の周知【新規】

1 エシカル消費とは、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことです。例えば、リサイクル商品など環境負荷の低減、地産地消、障害者支援につながる商品・サービスの選択が挙げられます。

施策 3-2 (3) 二酸化炭素 (CO₂) を排出しない交通に向けた取組の推進

- ・ 庁用車の次世代自動車 (ZEV) への切り替えの推進 (再掲) 【拡充】
- ・ 市民及び事業者における次世代自動車 (ZEV) の普及促進 (再掲) 【拡充】
- ・ エコ通勤デーの実施、マイカー利用の自粛などの推進、公共交通機関の利用促進 (再掲)

施策 3-2 (4) その他の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の推進

- ・ 森林を守り増やす活動の支援促進
- ・ 森林整備、木材利用などによるカーボン・オフセットの取組の推進 【拡充】
- ・ フロンの適切な回収と処理に関する普及啓発

施策 3-3 循環型社会を構築する

施策 3-3 (1) 3R (リデュース・リユース・リサイクル) の推進

- ・ ごみの分別の細分化と分別収集の徹底
- ・ ごみの総資源化率の目標の達成に向けたリサイクルの推進
- ・ ごみの減量化に関する市民への啓発
- ・ 廃棄物減量等推進員による地域での指導・啓発
- ・ 市民団体による資源回収活動の推進、資源回収奨励金交付制度拡充の検討
- ・ 市民のリサイクル活動 (フリーマーケット、不用品交換会など) の支援
- ・ 市内で発生した剪定枝のリサイクル (ウッドチップへの再生等)
- ・ 街路樹等の落ち葉を堆肥化

施策 3-3 (2) プラスチック対策の推進

- ・ レジ袋や容器包装の削減、ワンウェイ製品からリユース可能製品への代替などの推進 【新規】
- ・ 過剰包装の自粛やばら売り、詰め替え商品の普及 【拡充】
- ・ 小売店等との連携による普及啓発 【新規】
- ・ マイボトルの利用など、あらゆる場面でプラスチックを1つ減らす取組「プラスチック-1運動」の推進 【新規】
- ・ 公共施設でのマイボトル用給水スポットでの水の提供 【新規】
- ・ 市指定収集袋へのバイオマスプラスチックの導入の検討 【新規】

施策3-3(3) 食品ロス対策の推進

- ・ 食品のロス削減に向けた食品ロス実態調査の実施【新規】
- ・ 食品ロス対策等の推進に向けた普及啓発【新規】
- ・ フードドライブの取組推進【新規】

施策3-3(4) 災害廃棄物対策

- ・ 災害廃棄物処理計画の策定【新規】

(4) 環境配慮指針

① 市民の取組

<省エネルギー>

- 電気製品を使用しないときは、コンセントを抜いて待機電力の節約に努めます。
- 使用しない部屋の照明はこまめに消灯します。
- 暖房温度は 20℃、冷房温度は 28℃を目安に設定するよう努めます。
- あきしま省エネ家計簿 Web 版・アプリ版を利用し、エネルギーの使用を見える化し、省エネに取り組めます。

<住宅、設備・機器>

- 省エネルギー性能の高い照明やエアコン、冷蔵庫、給湯器などを購入します。
- 住宅の新築、改築などの際には、太陽光発電システムや太陽熱温水器などの再生可能エネルギーを導入するように心がけます。
- 住宅の窓やドア、外壁等の断熱について導入を検討します。
- HEMS¹、家庭用燃料電池、蓄電池等を導入し、エネルギーを効率的につくり、蓄え、使います。
- 省エネ性能が高く、環境負荷の少ない建築材や空調・照明器具、家電製品等を選択します。

<省資源・リサイクル>

- ごみの分別に努め、地域で実施する集団資源回収活動に参加します。
- リサイクル品を利用し、リサイクル活動に協力します。
- 宴会や食事会などでの 30・10 運動に参加・協力します。
- 食品ロスを出さない調理を心がけます。
- フードドライブに参加・協力します。
- マイボトルを携帯し、マイボトル用給水スポットを利用します。

<自動車・移動>

- 自家用車の利用を減らし、公共交通機関や自転車の利用に努めます。
- 車を買換える際は、環境への負荷の少ない低公害車の購入に努めます。
- アイドリングストップなどエコドライブに努めます。

<買い物>

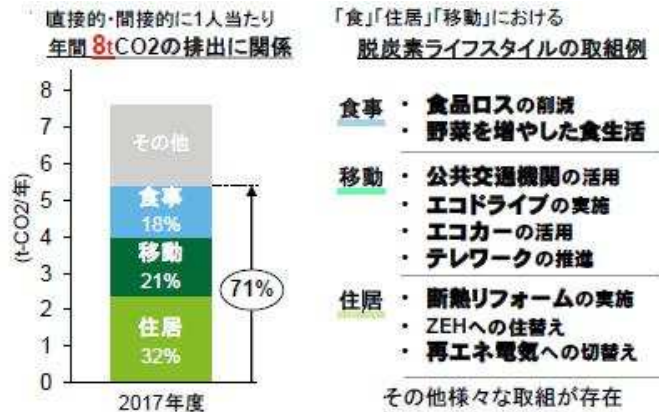
- 必要なものを必要な量だけ購入するよう心がけます。
- マイバッグを携帯して、過剰包装を自粛し、繰り返し使える容器や詰め替え可能なものを購入するよう努めます。
- 輸送にかかる温室効果ガス削減のため、地元産の食品などの購入に努めます。
- グリーン購入法適合品など、環境に配慮した商品の購入に心がけます。

1 HEMSとは、家庭のエネルギー管理システムのこと。家庭内の発電量（ソーラーパネルや燃料電池等）と消費量をリアルタイムで把握して、電気自動車等のリチウムイオンバッテリーなどの蓄電することで細かな電力管理を行う。

脱炭素に向けて出来ること

日常生活に伴い排出されるCO₂の7割は、「食事」「住居」「移動」に関連すると言われています。

脱炭素社会を実現するために、「食事」「住居」「移動」を中心としたライフスタイルへの変革が必要です。



出典: 環境省資料「脱炭素型ライフスタイルの施策について」(令和2〔2020〕年3月、環境省)

2030年頃の住まい・暮らし(例)

ゼロエミッションビークル (ZEV) の普及

乗用車の新車販売台数に占める非ガソリン車 (ZEV) の比率は、50%になります。バスやバイクなども ZEV 化が進みます。

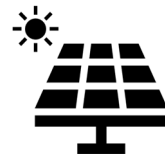


家庭用燃料電池 (エネファーム) の普及

家庭用燃料電池は、都市ガス・LP ガスを燃料に、自宅で発電し、発電時に生まれた熱で給湯もできるシステムです。水素社会に向けて普及が進みます。

再生可能エネルギーによる電力の普及

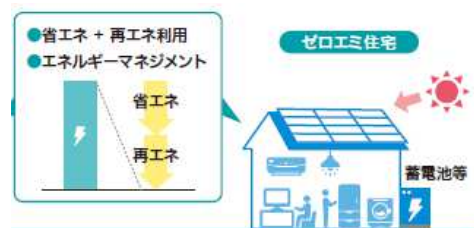
再生可能エネルギーによる電力の利用割合が 50%程度になります。



ゼロエミ住宅の普及

「ゼロエミ住宅」は、高い断熱性能を持った断熱材や窓を用いたり、高い省エネ性能を有する家電製品などを取り入れたりしている住宅です。

新築の住宅は、全てゼロエミ住宅になります。既存の住宅も、大半が高断熱と再エネの自家発電・自家消費が標準化しています。



② 事業者の取組

<省エネルギー>

- 暖房温度は20℃、冷房温度は28℃を目安に設定するよう努めます。
- 不要な照明はこまめに消灯します。
- エネルギー使用の見える化をはかり、省エネに取り組みます。
- カーボン・オフセットなどの取組に努めます。

<建物、設備・機器>

- 省エネルギー機器を導入するよう努めます。
- 高効率な空調設備、照明機器などを導入し、設備機器を適切に維持管理します。
- 太陽光発電や蓄電池、燃料電池などの再生可能エネルギーの導入を進めます。
- 建物の新築、改築などの際には、建物の断熱性・遮熱性の向上に努めます。
- フロンガス類を使用した製品を廃棄する場合は、適切な処理を行う業者を選定し、引き渡します。

<省資源・リサイクル>

- ごみの分別に努め、廃棄物の減量化に努めます。
- 宴会や食事会などでの30・10運動に参加・協力します。
- 食品ロスを出さない調理、メニュー提供に取り組みます。
- 3Rに留意し製品の製造・流通・販売、使用済み製品の回収・リサイクルを進めます。
- 買い物客のマイバッグ携帯を支援します。
- 流通時の梱包材を必要最小限にし、製品の販売時は簡易な包装にします。

<自動車・移動>

- 通勤などでの車の利用を減らし、公共交通機関や自転車の利用に努めます。
- 車両を買い換える際は、環境への負荷の少ない低公害車の購入に努めます。
- アイドリングストップなどエコドライブに努めます。

<購入・調達>

- リサイクル品など、環境への負荷の少ない原材料の調達に努めます。
- グリーン購入法適合品など、環境に配慮した商品の購入に努めます。
- 過剰包装の自粛に努めます。

基本目標 4 気候変動の影響に備え、安全・安心で持続可能なまち

【昭島市地域気候変動適応計画】

<関連する SDGs 目標>



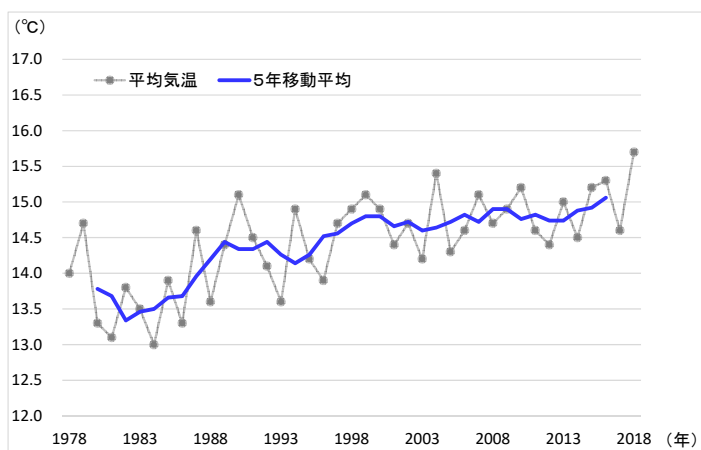
本分野は、気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」に位置付けます。

(1) 現状と課題

① 昭島市におけるこれまでの気候の変化

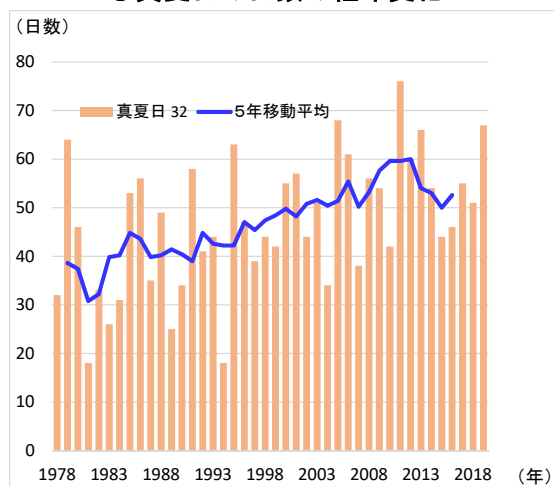
- ・ 昭島市に最も近い地域気象観測所（八王子市）でのこの 30 年間の変化をみてみます。
- ・ 年平均気温は約 1.3℃上昇し、真夏日（日最高気温が 30℃以上）は約 9 日、猛暑日（日最高気温が 35℃以上）は約 7 日増加しています。
- ・ 年間降水量については、これまでに大きな変化傾向は見られません

●年平均気温の経年変化



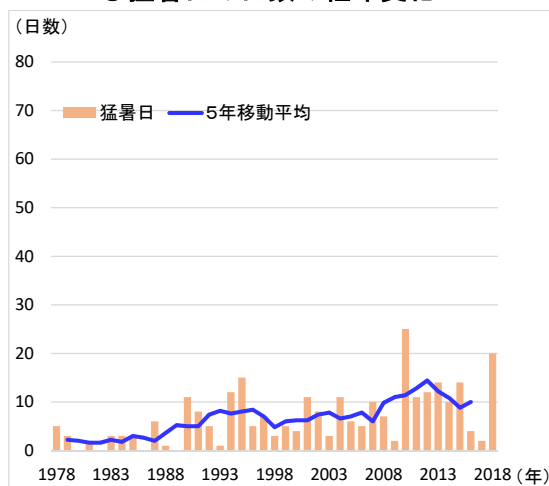
データ出典：気象庁ホームページ

●真夏日の日数の経年変化



データ出典：気象庁ホームページ

●猛暑日の日数の経年変化



データ出典：気象庁ホームページ

② 昭島市における将来の気候変動

- 東京都気候変動適応方針による多摩部の将来の気候の予測結果によると、年平均気温は現在よりも3.4℃上昇し、真夏日、猛暑日及び熱帯夜の日数がいずれも増加するとしています。
- また、将来の年間降水量は現在よりも増加し、短時間強雨及び無降水日が増加すると予測されています。日本への台風接近数が減るが、極端に強い台風の最大強度が顕著に増加し、さらにその強度を維持した状態で日本を含む中緯度帯まで到達する可能性があるとして指摘しています。

●将来の気候の変化予測（多摩部）

項目	現在※1	将来※2	変化
日平均気温（℃）	-	-	3.4
真夏日（日）	56	77	21
猛暑日（日）	11	37	26
熱帯夜（日）	7	51	44
年降水量（mm）	1,538	1,795	257
短時間強雨（回）	0.2	0.7	0.5
無降水日（日）	263	283	20

※1 「現在」は2009～2018年の平均。

※2 「将来」は2086～2095年の平均。「地球温暖化予測情報第9巻」（気象庁）の予測結果（IPCC第5次評価報告書による最も温室効果ガスの排出が多いシナリオ：RCP8.5）を基に算出された値。

資料：東京都気候変動適応方針（令和元〔2019〕年12月、東京都環境局総務部環境政策課）

③ 昭島市で想定される主な気候変動影響と市が取り組む分野

- 昭島市においても、気候変動によって暑熱環境の悪化、豪雨や台風などに伴う風水害、熱中症や感染症の増加など、人の健康や生活環境などへの影響が懸念されます。
- 2019（令和元）年度に実施した市民意識調査の結果では、市が行う適応策として、「水資源確保の取組」（30.8%）や「水害への取組」（30.1%）、「熱中症に対する取組」（25.4%）が挙げられました。



注）本図は、主な影響を挙げたもの。影響の受けやすさ（脆弱性）によって影響・被害の程度も様々である。
資料：「東京都気候変動適応方針」（2019年12月）、「気候変動影響評価報告書（総説）」（2020年12月、環境省）、
オール東京6.2気候変動適応研究会グループワーク結果（2018年度）を基にアオイ環境作成

- 気候変動が酷くなることを想定し、公共施設や住宅地などにおける雨水の浸透・貯留設備の誘導、下水や用水路などでの排水機能の確保、熱中症予防対策などを計画的に進めていくことが必要です。
- 土砂災害や風水害への対応を考慮した街路樹の維持管理、崖線沿いの樹林地の保全など、分野を横断して取り組む体制づくりが必要です。
- 気候変動の影響や適応策について住民等に自助・共助の必要性を周知することが必要です。

(2) 10年後の目標

今世紀後半に人為的な温室効果ガスの排出量を正味ゼロにしたとしても、気候変動による影響は避けられないと予測されていることから、気候変動の影響への適応に取り組むことが必要です。

市民の生命・財産に影響を及ぼすリスクを最小化するとの認識のもと、進みつつある気候変動に対し出来得る限りの備えを講じていくことを目指します。

○気候変動への適応

気候変動による将来の影響を考慮し、適応の視点を含めて市の施策を立案・推進します。

●適応に関する考え方

関連する施策に気候変動への適応の視点を取り入れる	気候変動の影響は、自然災害や健康、自然環境など幅広い分野にわたります。市の関連計画、事務事業、公共施設の管理などに気候変動適応を組み込み、現在及び将来の気候変動による影響に対処していきます。
科学的知見に基づく適応の推進	気候変動や気候変動影響について、東京都の地域気候変動適応センター（2020年度設置予定）と連携し、科学的知見を収集し、適応策の立案・推進に反映していきます。
順応的な管理	気候変動の影響の将来予測には不確実性が伴います。予測がはずれる事態が起こりえることを踏まえ施策・事業を適切に進めていくためにモニタリングしながら、状況変化に応じて対策を講じていく順応的な管理を行います。
市民・事業者・市との情報共有と連携	気候変動適応に関する施策を推進するためには市民・事業者の理解・協力が不可欠です。気候変動や適応策に関する情報を提供・発信していきます。

●環境指標・目標

指標	基準値 (令和元〔2019〕年度)	目標値 (令和13〔2031〕年度)
市内における気候変動のリスクの検証の実施状況【※新規】	—	実施
気候変動に関する情報の収集・提供・発信等を行う体制の整備【※新規】	—	実施

(3) 施策の方向

施策 4-1 気候災害への備えの充実・強化

施策 4-1 (1) 浸水・洪水対策

- ・ 洪水ハザードマップを活用した啓発【新規】
- ・ 用水路や雨水・下水管などの適切な維持管理、雨水排水機能の強化【新規】
- ・ 雨水管等の水門の電動・遠隔制御型への切り替え【新規】
- ・ アンダーパスなど冠水しやすい場所の把握と対策の推進【新規】
- ・ 防災行政無線の子局の増設、各戸に伝わる情報の提供【新規】
- ・ 気象災害に備えるための市民の避難行動の周知【新規】
- ・ 降雨時の表面流出の抑制、河川や下水道への流出抑制のための雨水の貯留・浸透機能の確保（樹林地や農地の確保、雨水貯留浸透施設の導入促進）【拡充】

施策 4-1 (2) 土砂災害・風害対策

- ・ 土砂災害ハザードマップを活用した啓発【新規】
- ・ 崖線樹林地の保全、樹木の適正な管理、崖地からの土砂流入対策の検討【新規】
- ・ 街路樹等の維持管理の方針又は基準づくりの検討（剪定や伐採、老朽化した樹木の対策など）【新規】
- ・ 気候変動影響の状況を踏まえた風水害対策の検証【新規】
- ・ 防災行政無線の子局の増設、各戸に伝わる情報の提供【新規】
- ・ 気象災害に備えるための市民の避難行動の周知【新規】

施策 4-1 (3) 発災時の対応強化

- ・ 災害時の備蓄物資、救助用資材の充実【新規】
- ・ 災害時に利用できる井戸水の確保の検討【新規】
- ・ 防災行政無線の子局の増設、各戸に伝わる情報発信の提供【新規】
- ・ 災害廃棄物発生に備えた体制づくり【新規】

施策 4-2 熱中症や感染症などの健康影響への対策の充実・強化

施策 4-2 (1) 熱中症予防・注意喚起

- ・ 熱中症予防に対する市民への意識啓発（注意喚起、健康づくり、体力づくり、暑さ指数の周知）【新規】
- ・ 清掃車のスピーカーを利用した市民への注意喚起【新規】
- ・ 「暑さ指数」を基準とした、熱中症予防の周知を図る体制・仕組みづくり（熱中症警戒アラートに基づく SNS、メールなどによる情報発信）の検討【新規】
- ・ 熱中症対策のための屋外イベント等での対応基準の設定、イベント開催時期の調整の検討【新規】
- ・ 熱中症に対する公共施設での備え（温湿度計、経口補水液、木陰づくり、小中学校でのミストシャワーの導入、校庭の芝生の維持など）の充実【新規】
- ・ 公共施設でのマイボトル用給水スポットでの水の提供（再掲）【新規】
- ・ 公共施設での気温・暑さ指数・WBGT に基づく空調・換気の運転指針の検討【新規】
- ・ 公共施設での屋外・屋内作業員への注意喚起【新規】

施策 4-2 (2) 感染症予防・注意喚起

- ・ 感染症対策に対する公共施設での備え（マスク、防護服、赤外線サーモグラフィーなど）の充実【新規】
- ・ 関係機関と連携した感染症対応に関する情報収集【新規】
- ・ 水溜まりができる箇所の点検等、蚊が媒介する感染症予防策の実施【新規】
- ・ 災害時の感染症対策の体制づくり【新規】

施策 4-3 自然生態系・水資源への影響への対応

施策 4-3 (1) 防災対策と生物多様性保全とのバランス確保

- ・ 崖線緑地の地盤調査の実施と維持管理方針（※安全と生物多様性の配慮の考え方を含む）の検討（再掲）【新規】
- ・ 土砂崩れ、水害に伴う生物の生息空間の喪失に関する調査、回復等の対策検討【新規】

施策 4-3 (2) 持続可能な水道

- ・ 水道事業への気候変動への影響の調査・検討【新規】
- ・ 深層地下水流動調査の結果や気候変動に関する情報を踏まえた適応策の検討【新規】
- ・ 水道施設での非常用電源の維持【新規】

施策 4-4 気候変動対策（適応策）に関する啓発、情報提供【横断的施策】

施策 4-4（1）情報提供・情報発信

- ・ 気候変動による影響や適応策についての普及啓発、情報発信【新規】
- ・ 雨量観測データや気候変動影響予測データなどの情報の活用【新規】
- ・ 地域気候変動適応センター（東京都が設置予定）と連携した気候変動影響に関する情報の収集・提供【新規】

施策 4-4（2）体制づくり

- ・ 気候変動適応に関する施策の調査・立案・推進に関する庁内体制の構築【新規】
- ・ 事業者の事業継続計画（BCP）の策定、適応の観点を組み込んだ事業活動の促進【新規】

(4) 環境配慮指針

① 市民の取組

<熱中症予防>

- 天候にあった涼しい服を着用し、適切に空調を使用します。
- こまめな水分・塩分の補給、暑さに負けない体づくりをします。
- 出かける前に、熱中症アラートや暑さ指数をチェックします。
- 打ち水や緑のカーテン等を取り入れ、暑さを和らげる工夫をします。
- 住宅の新築、改築などの際には、家屋の断熱性・遮熱性の向上に努めます。

<浸水・土砂災害への備え>

- ハザードマップで、浸水被害予想や土砂災害警戒区域を確認します。
- 避難場所・避難経路を確認します。
- 防災訓練に参加します。
- 避難行動計画（マイタイムライン）を作成します。
- 雨水貯留槽や雨水浸透ますを設置するなど、雨水の有効活用に努めます。

② 事業者の取組

<熱中症予防>

- 天候にあった涼しい服を着用し、適切に空調を使用します。
- こまめな水分・塩分の補給、暑さに負けない体づくりをします。
- 出かける前に、熱中症アラートや暑さ指数をチェックします。
- 建物の新築、改築などの際には、建物の断熱性・遮熱性の向上に努めます。

<浸水・土砂災害への備え>

- ハザードマップで、浸水被害予想や土砂災害警戒区域を確認します。
- 避難場所・避難経路を確認します。
- 防災訓練に参加します。
- 事業継続計画（BCP）や事前行動計画（タイムライン）を策定・導入します。
- 事業所内への雨水を地下に浸透させる施設（浸透ますや浸透トレンチなど）の設置に協力します。
- 敷地内に雨水タンクや貯留施設を設置し、雨水を積極的に利用します。

基本目標5 みんなで環境活動に取り組むまち

<関連する SDGs 目標>



(1) 現状と課題

① 環境学習・環境教育

- 昭島市では、学校や団体、事業者、市などの連携・協働のもと、地域の資源や歴史文化、自然環境を生かし、さまざまな環境学習や環境教育の機会を提供しています。

市内文化財めぐり



地域の歴史文化に触れられるよう、社寺や指定文化財を巡るツアーを実施しています。

水難救助訓練とカヌー教室



多摩川の自然などについて楽しく学ぶため、水難救助訓練とカヌー教室を開催しています。

親子米づくり教室



消費者と市民がふれあう都市農業を推進するため、親子米づくり教室を実施しています。

森林教室（奥多摩・昭島市民の森事業）



「奥多摩・昭島市民の森」を開設して以降、毎年、森林教室を実施しています。

学校の体験型環境学習



農業生産者の協力を得て、校外学習や移動教室において、農業体験を行っています。

環境学習講座



環境に負荷をかけない生活の実践のため、環境学習講座を開催しています。

- 市内では環境イベントや環境学習講座など、様々な学びの機会が提供されており、地域の魅力発信や人々の交流促進などの観点も含めながら、さらに人々の参加を促していくことが効果的です。
- 次世代を担う子どもたちには、地域の自然や産業、歴史・文化を生かした体験を通じ、豊かな感性や生きる力を育むような環境教育・学習を進めていくことが必要です。

② 協働による取組

- ・ ここでは、地域や社会の課題解決という共通の目的のもと、市民や団体、事業者、市などが、それぞれの役割と立場・特性を認識・尊重しながら、相乗効果を生む「協働」による取組を紹介します。

多摩川クリーン作戦



河川敷の清掃や美化を進めるため、毎年、多摩川クリーン作戦として一斉清掃を行っています。

水辺の散歩道



昭和用水沿いに完成した「水辺の散歩道」は、市とアダプト制度で活動している市民などにより保全・整備されています。

花の応援事業



ボランティアや小中学生の協力を得て、駅前花壇や市道植栽樹などに花を植え、まちを花で飾る活動を行っています。

喫煙マナーアップキャンペーン



路上での歩行喫煙や吸い殻のポイ捨て禁止の徹底を図るため、喫煙マナーの向上の呼びかけを行っています。

市内クリーン運動



各自治会や事業者、団体の協力を得て5月末～6月初めの期間で市内のクリーン運動を実施しています。

環境配慮事業者ネットワーク



さらなる環境配慮の取組向上や、事業者の立場から地域社会の持続的な発展に資することを目指し活動しています。

- ・ 2019（令和元）年度に実施した市民意識調査の結果によると、水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合は31.0%です。また、参加した機会は、「多摩川や玉川上水の清掃」（15.4%）や「公園の清掃や草刈り」（10.9%）などが挙げられました。
- ・ 地域の環境保全活動を継続・発展させていくためには、活動の担い手となる方々の高齢化が進んでいく中、これからの担い手となる人材の育成が必要です。
- ・ 事業者による環境保全活動が継続し、実績を積み重ねていることから、こうした活動について周知・発信を図り、活動の“輪”を広げていくことが必要です。

(2) 10年後の目標

市民一人ひとりが環境の保全と創造に向けて、参加・行動できるようなライフスタイルの実現を支援します。そのために、市民、事業者、市のパートナーシップのもと、協働による取組の推進体制の確立を目指します。

○地域に根差した環境学習の活発化

環境に配慮した生活の実践や地域の環境保全活動への参加を促すよう、地域の歴史・文化、自然環境に根差した環境教育・環境学習を推進します。

●環境指標・目標

指標	基準値 (令和元〔2019〕年度)	目標値 (令和13〔2031〕年度)
環境学習講座の参加者数	89人／年	150人／年
水・緑に関する学習・保全活動に参加したことがある市民の割合【※新規】	31.0%※1	50%

※1 令和元年度昭島市市民意識調査結果による。

○協働による取組のための体制づくり

地域の課題解決に向けて、市民や事業者、団体、市などの協働による環境保全活動を実践する体制づくりを推進します。

●環境指標・目標

指標	基準値 (令和元〔2019〕年度)	目標値 (令和13〔2031〕年度)
奥多摩・昭島市民の森の活動参加者	1,061人	1,700人
昭島環境未来会議、環境配慮事業者ネットワークなどの活動の継続【※新規】	実施	実施

(3) 施策の方向

施策5-1 市民の力を発揮できる場づくり

施策5-1(1) 地域での環境学習活動の推進

- ・ 多様なテーマにおける体験型学習の推進（あきしまの水、自然観察、ごみの減量化、省エネルギーの取組など）
- ・ 環境学習講座の実施
- ・ アキシマエンシス（教育福祉総合センター）を活用した環境学習活動の推進【新規】
- ・ 市民との協働による学習教材・資材の開発

施策5-1(2) 子どもたちへの環境教育、自然体験活動の推進

- ・ 自然観察会を通じた子どもたちの自然環境への関心・理解の醸成【新規】
- ・ 学校における地域人材の活用
- ・ 学校と地域住民などとの連携による校外学習での環境学習の機会の提供（自然体験、農業体験など）
- ・ 学校と地域住民などとの連携による環境保全活動の実践
- ・ 環境学習を行う場づくり

施策5-1(3) 環境活動リーダーの活躍促進

- ・ 環境活動リーダー養成講座の見直し、地域で活動している人材が活躍できる仕組みづくりの検討【新規】
- ・ 環境リーダー同士の情報交換の場づくり【拡充】
- ・ 生涯学習サポーターの主体的な活動の支援【新規】

施策 5-2 環境情報を収集・発信する

施策 5-2 (1) 市民等への情報発信

- ・ 市内の環境情報（※参加機会の情報を含む）をタイムリーに発信できる仕組みづくり（※SNS、アプリなど）【新規】
- ・ 昭島市の水・緑についての情報発信・PR【新規】
- ・ 生き物の情報収集・発信の仕組みづくり【新規】
- ・ 市の広報誌やホームページで発信する環境情報の内容の充実

施策 5-2 (2) 情報収集の仕組みづくり

- ・ 市民等の参加による市内の環境情報を収集できる仕組みづくり【新規】

5-3 さまざまな主体との協働を進める

施策 5-3 (1) 多様な主体がステークホルダーとして参加するパートナーシップの構築

- ・ 市民や市民団体との連携・協力のためのネットワークづくり、そのためのニーズの把握【新規】
- ・ 市民や市民団体との連携・協力による環境保全活動の推進
- ・ 事業者との連携・協力によるまちの美化活動や安心安全なまちづくり活動の推進
- ・ 市民や市民団体、事業者との情報交換ができる機会づくり
- ・ 将来を担う世代との意見交換の機会づくり（※提案・アイデア、将来像など）【新規】
- ・ 市民団体や事業者による地域課題解決に向けた取組についての情報収集・PR【新規】
- ・ 近隣自治体や都、国などとの連携・協力【新規】

(4) 環境配慮指針

① 市民の取組

- 身近な自然に親しめる自然観察会や自然体験活動などに積極的に参加します。
- 環境に関するイベントや講演会、学習会などに参加します。
- 子ども向け環境学習講座に保護者も積極的に参加します。
- 地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めます。
- 歴史・文化資産の講演会や史跡めぐりなどに積極的に参加します。
- 環境学習講座などに参加し、環境情報を積極的に発信します。
- 市や事業者と協働し地域の環境保全活動を進めます。

② 事業者の取組

- 従業員に対する環境教育を進め、地域の取組に積極的に参加、協力します。
- 地域の環境保全活動に積極的に参加するよう努めます。
- CSRレポートなど、環境に関する企業活動の情報公開に努めます。
- 関連企業などに対して、環境保全に向けた協力、支援に努めます。
- 環境マネジメントシステムの導入に努めます。
- 環境配慮事業者ネットワークの活動に参加・協力します。
- 市や市民と協働し地域の環境保全活動を進めます。

第5章 重点的な取組

1 重点的な取組の位置づけ

本計画の実効性を高めるため、各分野で挙げた施策の方向及び取組の中から、優先して取り組む「重点的な取組」を設定します。

市民・事業者・市の連携と庁内各課の横断連携により、“オール昭島”で取り組み、市民・事業者・市による地域課題の解決、ひいては持続可能な社会の実現に貢献していきます。

●重点的な取組の選定の視点

視点① 協働による取組の体制づくりにつながる	市民・事業者・市、大学などとの連携・協働による取組で、各分野の取組の全体的な底上げにつながるもの。
視点② 各基本目標の牽引役となる	各基本目標の施策を推進する上で先導的な役割を果たし、優先して取り組むもの（パイロットプロジェクト）。
視点③ 昭島市の環境保全に大きく貢献する	昭島市の特徴的な環境要素（水・緑）に関わるもの、市民の生命・財産を守る取組に関わるものなど、昭島市において取り組む必要性が高いもの。
視点④ より波及効果が期待される	環境保全はもとより、昭島への集客促進や子育て支援、防災といった地域の課題の解決にも寄与し、庁内の横断連携によって取り組むべきもの。

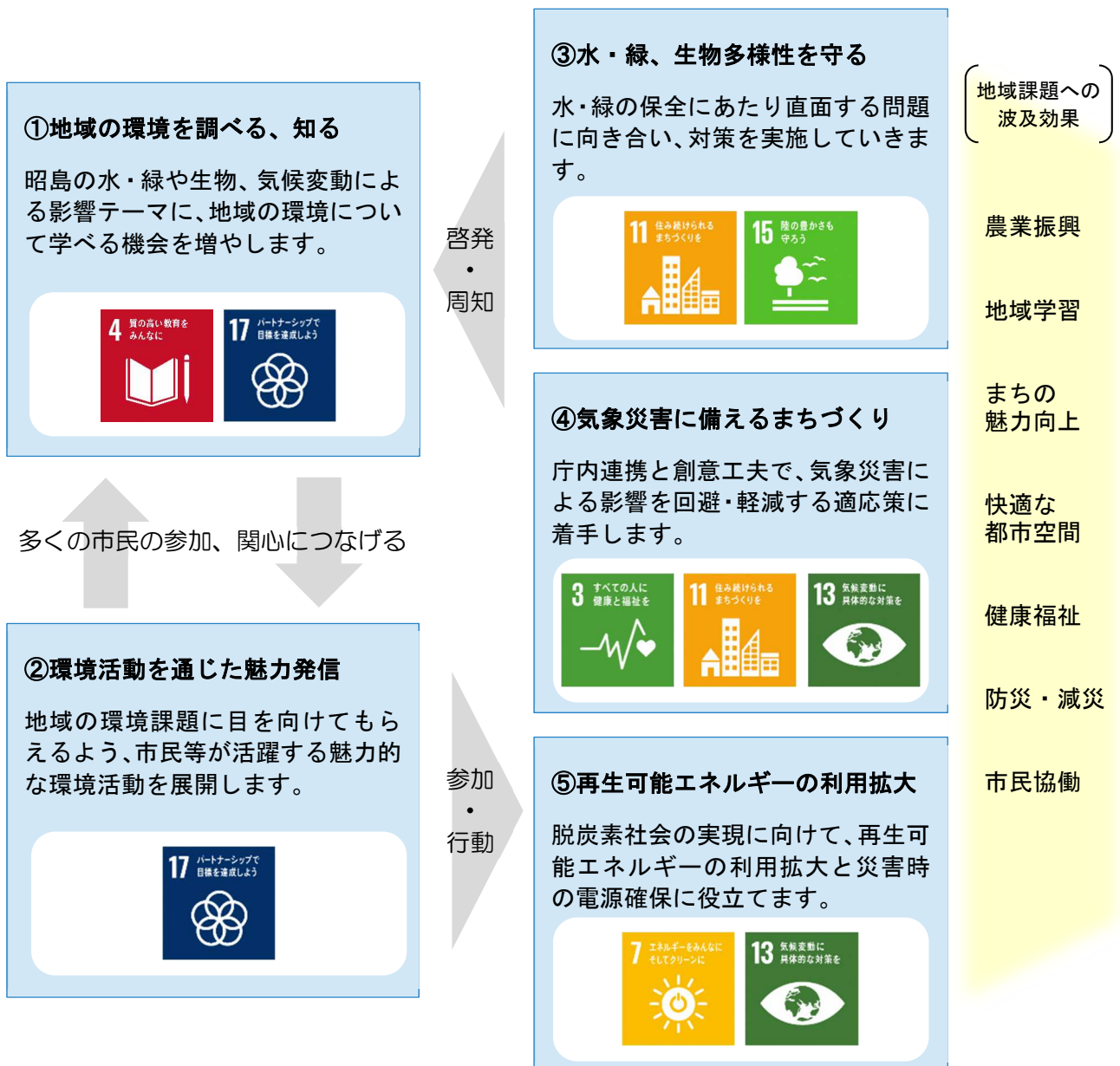
市においては、重点的な取組に関わる施策・事業について、当面5年間（令和4〔2022〕～8〔2026〕年度）で実施又は着手します。また、この期間においても、各主体の取組状況などを受けて見直しを行い、計画期間の後期（令和9〔2027〕年度以降）の取組へと展開していきます。

2 重点的な取組

「重点的な取組」は、昭島のまちの魅力となる水・緑、そこに育まれる生物多様性の恵みを将来の世代に引き継ぐとともに、気候危機の認識のもと、安全で安心して暮らせる「環境共生まちづくり」を進める戦略です。

こうしたまちづくりは、市民・事業者・市のそれぞれが行動を実践し、互いに連携・協力していくことで実現します。地域の環境に関心をもっていただけるよう、地域の環境について学べる機会を増やしながら、さらに多くの市民等の関心を深め、参加の輪を広げていきます。

●重点的な取組による環境共生まちづくりの戦略



重点的な取組①：地域の環境を調べる、知る

昭島の水・緑や生物、気候変動による影響テーマに、地域の環境について学べる機会を増やします。

これらの機会を通じて、多くの市民等による地域の環境保全活動への参加を広げていく、関心につなげていきます。

○ 協働による自然環境の実態調査の実施（生物多様性事業）

市内の自然環境を把握し、市民・市民団体・学識経験者との協力による市内の動植物における実態調査を行います。また、市民をはじめ、市を訪れた人々に市の良さをアピールしていくため、動植物の実態調査を元に、生き物ガイドブックの作成に向けて検討します。

○ 昭島の自然環境を生かした環境学習の推進

子どもたちの自然環境に対する理解を深めるため、総合的な学習の時間を活用して、農業体験をはじめ、昭島市に残されている自然やその保全・活用方法など、地域の教育資源を生かした教育活動を実施します。

○ 環境学習講座

身近なところから環境を学ぶ機会として、環境活動リーダーとの連携のもと、環境に関する講座を開催します。

○ 環境活動リーダーとの連携による自然観察会の開催（環境活動リーダー）

市民に昭島の自然環境について関心を深めてもらえるよう、環境活動リーダーと連携し、市民参加型の自然観察会等の開催について検討します。

○ 水と緑に関する郷土資料の作成・提供

昭島の水・緑に関する郷土資料をデジタル化し、ホームページ等で資料を公開します。

重点的な取組②：環境活動を通じた魅力発信

昭島の水・緑や気候変動の問題など、地域の環境課題に目を向けてもらえるよう、市民等が活躍する魅力的な環境活動を展開していきます。

こうした活動そのものも、市民等による主体的な企画・運営を促すことにより、さらに関心や参加の輪を広げていきます。

○ 多摩川の自然に親しむ活動と魅力発信（多摩川魅力体験事業、水辺の楽校事業）

魅力的な地域づくりを目的に活動する「美しい多摩川フォーラム」に参加し、他の自治体と連携し、多摩川の重要性や魅力をPRします。

また、多摩川の豊かで美しい自然環境のなか、子どもたちも大人も一緒に遊び、学ぶ・憩いの場として活用できるよう、水辺の楽校運営協議会によるカヌー教室等への活動支援や啓発を行います。

○ 昭島の水・緑を巡る散策コースのPR

社寺林や文化財とその周辺の水と緑を市民と協働で継承していくため、市民が歴史や文化に関わる周辺景観に接する機会として、「東京文化財ウィーク」に併せて「市内文化財めぐり」を実施します。

○ 農業に触れ合う機会の創出

「親子米づくり教室」などの市民が農業について体験・学べるイベントを実施します。

○ 花と緑で彩るまちづくり（花の応援事業）

花と緑あふれるまちづくりとして、市民との共働により、街中花壇の整備の活動、活動への子どもたちの参加を支援します。

○ 100本桜PR事業、昭島市エコ・パークの100本桜の活用

昭島市エコ・パークに植樹した100本桜について、観光資源としての活用を検討します。

○ 環境緑花フェスティバルの開催

身近な環境に関心を寄せ、緑の保全による二酸化炭素（CO₂）の吸収やヒートアイランド現象の緩和など、環境問題を市民とともに考える催し「環境緑花フェスティバル」を開催します。できるだけ多くの方に伝えられるよう、新たな生活様式への対応・工夫を取り入れていきます。

○ SNS開設

環境情報を多くの市民に伝えられるよう、環境情報を発信するSNSの活用を検討します。

重点的な取組③：昭島の水・緑、生物多様性を守る

昭島の水・緑がまちの魅力となる一方、市内の農地の減少やみどり率の低下が続いています。また、崖地の安全と樹林地の保全とのバランス確保、台風などによる倒木、新たな外来生物の侵入など、気候変動への適応と自然環境の保全を合わせて対処すべき問題も顕在化しています。

水・緑の保全にあたり直面する問題に向き合い、対策を実施していきます。

○ 崖線緑地と湧水の保全（崖線緑地保全事業、湧水の保全）

豪雨や台風による影響から崖線緑地に生育・生息する動植物を守るため、崖線緑地の保全活動を継続するとともに、令和元年度の調査結果を元に崩落や倒木などの危険の恐れがある地域の維持・管理を検討します。年間を通じた補修及び強剪定などの作業を行うことで、崖線緑地の適切な管理を行います。

さらに、崖線緑地に沿って点在する湧水を保全するため、「多摩川由来の崖線の緑を保全する協議会」に参加するとともに、他自治体と連携し、崖線緑地の維持・管理を継続して実施します。

○ 危険樹木の伐採とあきしまさくらへの植替え（樹木せん定委託）

学校内の在来植物やサクラ並木等の生育状況の把握及び維持のための適切な処置を実施し、倒木の恐れのある危険な樹木を伐採して、在来植物やあきしまさくらなどを植栽します。

○ キンランの生育地の保全

希少植物であるキンランを保護するため、環境活動リーダーとの連携により生育地を保全します。

○ 特定外来生物等対策の対策（特定外来生物等対策事業）

特定外来生物のアライグマや農作物に被害を及ぼすハクビシンが増加していることから、生息数の増加防止、被害拡大防止及び生態系の保全のため、アライグマ・ハクビシンの防除を行います。

また、サクラ・ウメなどの樹木に寄生し枯死させるおそれがある、特定外来生物のクビアカツヤカミキリが市内でも確認されたことから、早期発見し侵入を防止する対策を実施します。

○ 市域を超えた森林保全活動への貢献（奥多摩・昭島市民の森事業）

市域を超えて、水源涵養や水循環の確保、二酸化炭素（CO₂）の吸収に寄与する森林の保全に貢献するため、多摩川の水源地である奥多摩の山林の緑を市民と協働で守り育てる活動として、森林作業や植生調査などを行う森林教室を開催します。

重点的な取組④：気象災害に備えるまちづくり

気候変動が進行することにより、市内でも、気温上昇による熱中症の発生、集中強雨や台風などによる浸水被害、土砂災害、倒木の発生などが懸念されます。

このような気象災害のリスクに備えるため、防災や健康福祉、都市整備、上・下水道、環境保全などの各分野にわたる庁内連携と創意工夫で、気象災害による影響を回避・軽減する適応策に着手します。

- **民有地での雨水貯留・浸透の促進**（昭島市宅地開発等指導要綱に基づく指導、雨水浸透施設設置助成金）
短時間に多量の雨水が下水道や河川に流れこみ、浸水被害が発生する都市型水害の発生を抑制するため、宅地開発の際に雨水地下浸透施設を設けるよう事業者への指導を実施します。また、民有地での雨水浸透施設の設置への補助を行います。
- **農業用水路の維持管理**（長寿命化・防災減災計画、農業用水維持管理事業）
老朽化した用水路を補修することで、田畑への水の供給を確保し、ゲリラ豪雨等による水の越水被害を防ぎます。また、昭島用水土地改良区の会員と協働し、用水路を適切に維持管理していきます。
- **浸水リスクの調査と排水施設の設置**（浸水対策工事）
関係部署の連携のもと、市内において豪雨時の浸水リスクが高い箇所を調査し、排水施設の設置等を進めます。
- **崖線緑地の保全と安全確保**（崖線緑地保全事業）
崖線緑地を維持・管理するため、崖線の保全活動を継続するとともに、土砂災害の危険地域の補修を検討します。
- **老朽化した樹木の植替えの実施**（市道路線等（サクラ）植替え委託、公園・街路樹木の再更新指針（案））
市道の街路樹、公園や学校敷地内などの樹木について、老朽化した樹木（サクラなど）の植替えや除去などを段階的に進めます。
- **昭島市防災情報サービスに対する補助金交付事業**
特に水害リスクが高い土砂災害警戒区域等や浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者等に対し、防災行政無線の再放送装置の設置及び利用について補助します。

○ 「昭島市洪水・土砂災害ハザードマップ」を活用した啓発活動

自治会などからの依頼に基づく出前講座や、小・中学校での防災教育などの場で、ハザードマップを用いた防災啓発を実施します。

○ 熱中症予防にも役立つマイボトル給水スポットの設置（マイボトル給水スポット設置事業）

ペットボトルごみの削減に向けてマイボトルに無料で給水できる「マイボトル給水スポット」を市内に設置し、熱中症予防対策や啓発にも活用します。

○ 熱中症予防対策のための周知・啓発（熱中症予防対策啓発事業、熱中症予防の周知に係る体制づくり検討会議、「暑さ指数」を基準とした熱中症予防の情報伝達手段の検討）

広報あきしまやホームページ、保健事業などで熱中症予防となる生活の工夫、発症の気づきと対処方法について啓発をします。また、「暑さ指数」を基準とする熱中症予防や熱中症警戒アラート発令時の情報伝達のための体制・仕組みづくりについて検討します。

重点的な取組⑤：再生可能エネルギーの利用拡大

脱炭素社会の実現に向けて、省エネルギーを徹底したうえで、さらなる二酸化炭素（CO₂）排出削減に寄与する再生可能エネルギーのより一層の利用拡大を図ります。

そのために、市民等への再生可能エネルギーへの関心・理解を深めるとともに、災害時の非常用電源を確保するため、避難所などの公共施設、住宅・施設での再生可能エネルギー及び蓄電池の導入を進めます。

○ 住宅での再生可能エネルギーの導入促進（住宅用新エネルギー機器等普及促進補助金）

住宅での太陽光発電や蓄電池、家庭用燃料電池などを住宅に設置した場合に補助金を交付します。また、補助金に関するパンフレットを作成し、市のホームページに掲載します。

○ 太陽光発電パネルの避難所への配備

蓄電池に給電可能な太陽光発電パネルを避難所に配備します。

○ 立川基地跡地昭島地区民間利用街区まちづくりガイドラインに基づく誘導

立川基地跡地昭島地区での民間利用街区のまちづくりにあたり、住宅・施設において、再生可能エネルギーの導入を含む、低炭素化住宅整備の誘導を図ります。

第6章 計画の推進体制と進行管理

1 推進体制

本計画を着実に推進していくためには、計画の担い手となる市民、事業者及び市が、それぞれの役割を果たすとともに、連携・協働して環境保全活動に取り組んでいくことが重要です。

(1) 市の推進体制

市は、すべての市の施策に環境配慮が織り込まれるよう、本計画に基づき各種施策を策定し、事業を実施していきます。そのために、全庁的な横断連携のもと施策の実施・調整、計画の進行管理を行います。広域的な視野で推進すべき環境施策については、国や東京都、周辺自治体などとの連携・協力を図ります。

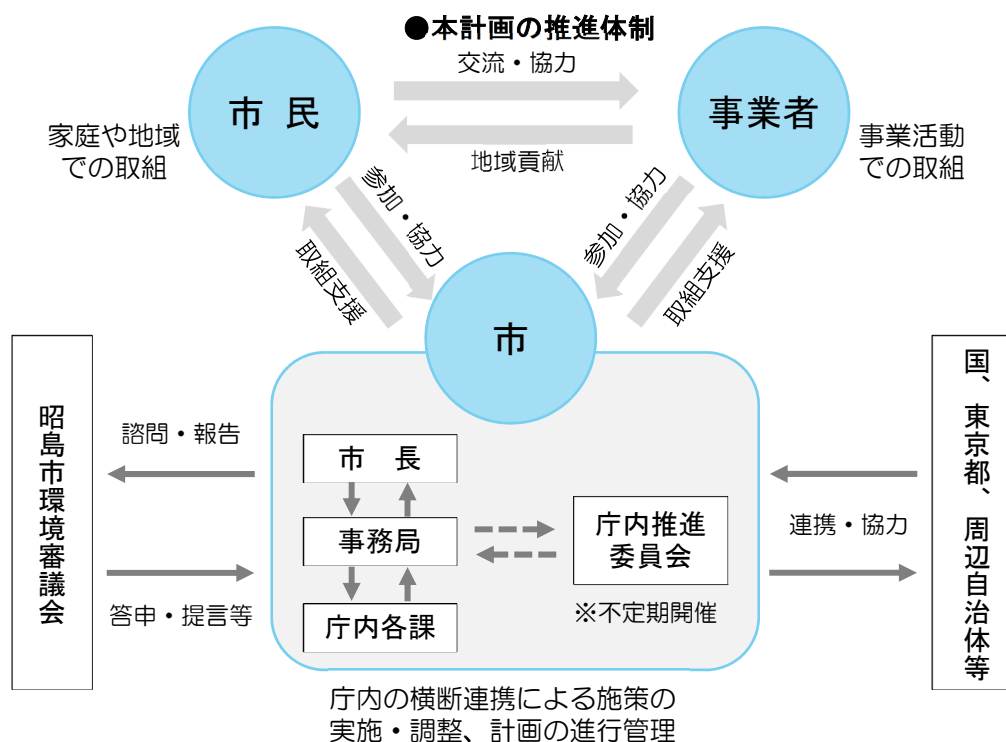
本計画の進行管理や率先して環境配慮行動の実践にあたっては、「昭島市環境マネジメントシステム（以下「昭島市EMS」という。）」を活用します。

(2) 市民、事業者及び市の協働体制

昭島市環境配慮ネットワークや環境未来会議などの対話の機会を設けて、市民、事業者と市が意見交換を行います。

(3) 点検・評価体制

昭島市環境基本条例第19条に基づき設置されている昭島市環境審議会（以下、「環境審議会」といいます。）は、環境基本計画や環境の保全等の施策などについて、本計画の年次報告書「昭島市の環境」を活用して調査審議します。



2 計画の進行管理

本計画における目標達成に向けて着実に推進していくために、P D C Aサイクルの考え方に基づき、環境指標の取組を点検・評価し、定期的な見直しを行っていくこととします。

(1) P l a n (計画)

各担当課が、本計画の環境指標・目標を踏まえて年次の取組計画を作成します。

(2) D o (実行)

市は、年次の取組計画に基づき施策を推進するとともに、市民、事業者への取組の啓発、情報の提供などを行い、市民、事業者の個々の活動を推進していきます。これについては、年度ごとに作成する「昭島市の環境」に掲載しています。

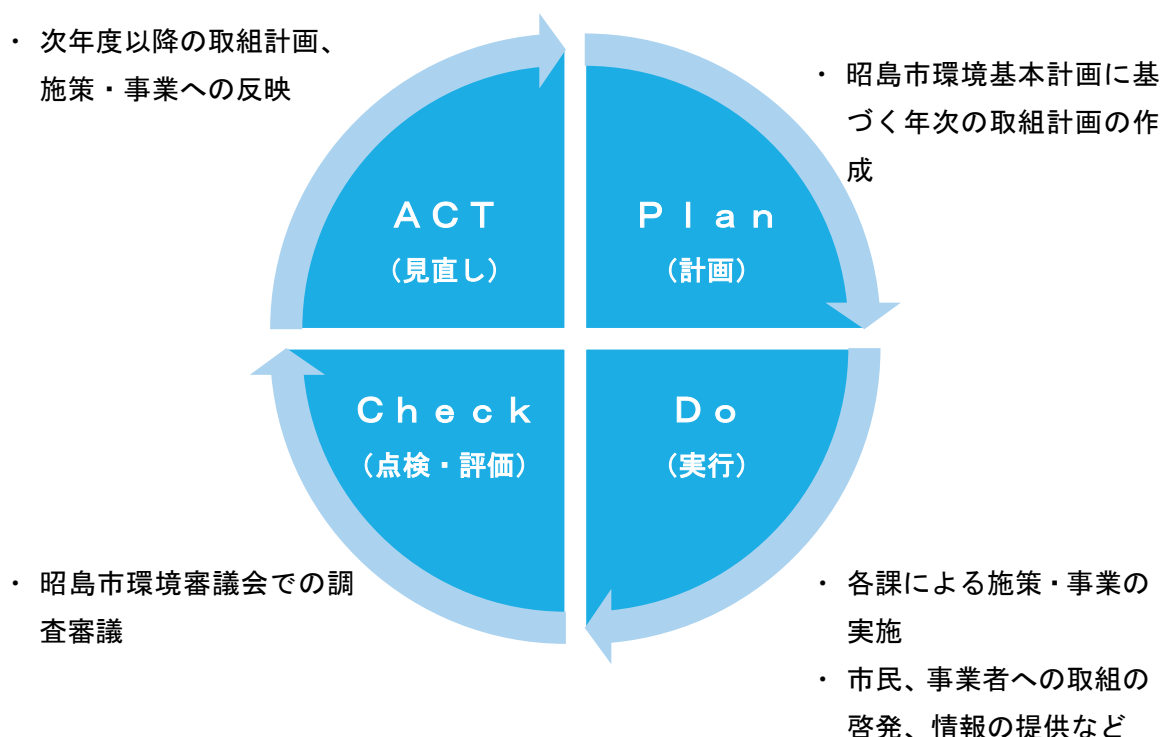
(3) C h e c k (点検・評価)

環境審議会は、「昭島市の環境」に基づき、環境指標・目標の達成状況や施策・事業の実施状況、次年度以降の課題などについて調査審議します。

(4) A c t (見直し)

市は、環境審議会の審議結果を受け、庁内推進委員会に報告して次年度以降の各課の取組計画や施策・事業への見直しについて検討します。

●昭島市EMSの活用による本計画の進行管理



資料編

資料 1 : 前計画の進捗状況

資料 2 : 策定経過

資料 3 : 市民意見交換会

資料 4 : 事業者意見交換会

資料 1 : 前計画の進捗状況

(1) 基本目標ごとの進捗状況

前計画では、5つの基本目標に対して16の個別目標、28個の指標を設定しました。そこで、前計画の進捗状況について、「平成30年度昭島市の環境」を基に、現在の取組状況を整理し、各指標について評価を行いました。

水循環の維持に関する指標や「ごみの最終処分量の削減」「環境懇談会の開催」は、概ね達成しました(◎印)。一方で、「崖線の公有化面積」や「公用車への低公害車の導入」は、進捗が見られませんでした。

また、「市内全域のみどり率」「農業用水の環境・防火用水としての活用」「ごみの総資源化率」のように、市民や事業者との連携により進捗するような指標、「航空機騒音の軽減」のように市単独では進捗が難しい指標などがありました。

なお、「河川の保全・啓発活動に参加した市民人数」のように、多摩川河川敷のごみ量が減少したことで進捗が見られなかった指標もあったことから、計画の進行管理の観点から指標そのものを見直す必要性があります。

<評価凡例>

◎＝概ね達成した、○＝達成に向けて進んでいる、△＝あまり進んでいない、×＝悪化している又は実施できていない。

① 基本目標 1 水と自然を大切にすまち

前計画に基づく環境指標の進捗状況				現在の取組状況	
個別目標	指標	現行計画 策定時 (H22年度)	目標 (R3年度)	取組状況 (「H30年度昭島市の環境」 より)	評価
(1) 河川と周辺の自然を保全する	河川の保全・啓発活動に参加した市民人数	3,866人	4,600人	3,433人(※多摩川河川敷に投棄されるごみ量は減少傾向)	×
(2) 崖線、湧水、水辺を大切にすまち	多摩川由来の崖線保全	協議会発足	関係市との連携継続	8市連携により、調布・府中崖線マップを作成	○
	崖線の公有化面積	11,683㎡	15,000㎡	11,977.46㎡	△
(3) 水の循環を維持する	水循環に関する教室の開催	—	年1回以上の定期的開催(H25年度)	節水普及活動として、施設見学会14回、出前講座を4回実施	◎
	雨水貯留槽の設置	184件	350件	新設12件、13台 合計343件、399台	◎
(4) 生き物と緑を育む	生物の実態調査の実施	—	報告書の作成	東京都実施の生きもの調査への協力	○
	生物多様性の保全	—	生物多様性保全のための計画の策定	他市の事例などを参考に検討中(※策定作業に着手)	○

② 基本目標2 緑とふれあう文化のまち

前計画に基づく環境指標の進捗状況				現在の取組状況	
個別目標	指標	現行計画 策定時 (H22年度)	目標 (R3年度)	取組状況 (「H30年度昭島市の環境」 より)	評価
(1) 歴史ある水と緑を継承していく	市内の巨樹・名木などの保全	—	観察会の実施 (H25年度)	崖線緑地などの巨樹・名木等の観察会を実施	○
	身近な自然資産散策マップの作成と活用	—	マップの活用	多摩川由来の崖線を保全する協議会にて調布・府中崖線マップ作成	○
(2) まちの緑を保全する	緑化に関する補助制度の実施	生け垣設置助成	包括的な緑化補助制度の実施 (H25年度)	生け垣造成、屋上緑化、壁面緑化の緑化推進事業補助金制度を実施中	○
	市内全域のみどり率	43.80%	43.80%	41.1% (都調査より推計)	×
(3) 多機能空間として農地を維持する	農業用水の環境・防火用水としての活用	—	検討協議会の設置 (H30年度)	検討中	×
	農業用水路の維持	約19km	現状保全	昭和用水路全域の補修の着工に向けて計画を策定中	○

③ 基本目標3 健康な暮らしを守るまち

前計画に基づく環境指標の進捗状況				現在の取組状況	
個別目標	指標	現行計画 策定時 (H22年度)	目標 (R3年度)	取組状況 (「H30年度昭島市の環境」 より)	評価
(1) 生活環境を守る	道路交通騒音の軽減	夜間の交通騒音が要請限度を超過(3地点超過)	道路交通騒音の要請限度達成 (H25年度)	夜間において1地点で要請限度を超過	○
	きれいな空気と水の保全	大気・水質ともに環境基準を達成	大気・水質ともに環境基準を維持	市で測定を実施している項目については全て環境基準を達成	○
(2) 航空機騒音対策を推進する	航空機騒音の軽減	関係機関に航空機騒音防止対策の要請	環境基準値以内	環境基準は未達成	×
(3) 快適な街なみをつくる	ごみのポイ捨て・不法投棄の防止	市内クリーン運動を実施	ミニクリーン運動参加事業者の拡大(H25年度)	市内27事業所において日常的に清掃活動を実施。市内クリーン運動にも参加を要請した。	○
	喫煙マナーの向上	喫煙マナーアップキャンペーンを実施	駅前など人の往来の多いところに規制を設定 (H26年度)	産業まつりにおいて喫煙マナーアップキャンペーンを実施。立川市、福生市と合同喫煙マナーアップキャンペーンを実施	○

④ 基本目標 4 地球にかかる負担の少ないまち

前計画に基づく環境指標の進捗状況				現在の取組状況	
個別目標	指標	現行計画 策定時 (H22年度)	目標 (R3年度)	取組状況 (「H30年度昭島市の環境」 より)	評価
(1) 省エネ・創エネを推進する	家庭版環境マネジメントシステムの構築	—	構築し普及 (H25年度)	「省エネ家計簿」のアプリ版とWeb版を導入した。稼働開始前に、一定の期間を設け自治会版省エネファミリーに取り組んだ3自治会がモニターとなり、検証を行った。	○
	市域の電気使用量の削減	742.2千MWh (H20年度)	556.7千MWh	市域の電気使用量削減に向けて、節電を広報で周知等実施。住宅用新エネルギー機器等の普及促進	○
(2) 低炭素社会を推進する	カーボン・オフセット事業	—	他の自治体などと連携してカーボン・オフセット事業を実施 (H26年度)	あきしま環境緑花フェスティバルで1トン分のカーボン・オフセットを実施	○
	公用車への低公害車の導入	62.80%	100%	61.20%	×
(3) ごみを減らしリサイクルを推進する	ごみの総資源化率	37.10%	49% (H31[R元]年度)	35.70%	×
	最終処分量の削減	166トン (H20年度)	137トン (H31[R元]年度)	不燃残さ全量を資源化し、最終処分量を0トンとした。	◎

⑤ 基本目標 5 環境を学びみんなで行くまち

前計画に基づく環境指標の進捗状況				現在の取組状況	
個別目標	指標	現行計画 策定時 (H22年度)	目標 (R3年度)	取組状況 (「H30年度昭島市の環境」 より)	評価
(1) 環境学習を推進する	奥多摩・昭島市民の森の活動参加者	675人	1,275人	1,033人。7月は、動植物調査とエリアプレートの作成とクラフト素材を利用した工作教室を実施した。10月は、台風の影響で市民の森へは行かず水と緑のふれあい館と奥多摩ふれあい祭を見学した。	○
	学校と地域が連携した環境学習の実施	11校	全校	「キッズISO」を3校で実施 近隣の小学校の環境学習の一環でひまわり、花植え実施	×

前計画に基づく環境指標の進捗状況				現在の取組状況	
個別目標	指標	現行計画 策定時 (H22年度)	目標 (R3年度)	取組状況 (「H30年度昭島市の環境」 より)	評価
(2) 環境情報を有効活用する	環境活動リーダーの養成	—	養成講座の開設 (H26年度)	リーダー認定者27名及び候補者2名の合計29名で活動。緑地等の管理、希少種の保護、植物多様性ガイドツアー等を実施	○
	環境情報交換広場の開設	—	ホームページ上に情報交換の場の開設	検討中	×
(3) パートナーシップを推進する	環境懇談会の開催	—	組織を設立し定期的に開催 (H25年度)	環境に関する様々なテーマで、昭島環境未来会議を開催。環境配慮事業者ネットワークの活動を実施。	◎

(2) 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の目標達成の見通し

前計画は、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を包含し、温室効果ガス排出量について「平成33（2021）年度までに平成2（1990）年度比で15%削減」という目標を設定し、省エネルギー活動の促進や再生可能エネルギーの利用促進などの緩和策に関する取組を進めてきました。

平成29（2017）年度の排出量は547千t-CO₂であり、前計画での基準年度（1990年度）の排出量に対し14.4%の増加と、目標達成が難しい状況です。

●前計画（地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕）の目標達成の見通し

目標	基準値	目標値 (2021〔令和3〕年)	実績値 (2017〔平成29〕年度)	評価
温室効果ガス排出量	508千t-CO ₂ (1990〔平成2〕年)	432千t-CO ₂	547千t-CO ₂	×

ただし、温室効果ガスの約9割を占める二酸化炭素（CO₂）については1990年度の排出量に対し1.5%の増加でした。また、二酸化炭素（CO₂）の主要な発生源となるエネルギー消費については1990年度の消費量に対し13%減でした。二酸化炭素（CO₂）排出量とエネルギー消費量の傾向が異なるのは、電力の二酸化炭素（CO₂）の排出係数の変動が影響しており、原子力発電の稼働や再生可能エネルギーによる発電量の状況などにより排出係数が変動することによります。

このように、市域での産業、民生家庭、民生業務、運輸など各部門での省エネルギーの取組が進んだ一方で、家庭用冷蔵庫や業務用冷凍空調機器、エアコンなどで使用されている代替フロン¹の排出増加や電力の排出係数の増加によって温室効果ガス排出量が増加し、目標達成が難しい状況となっています。

(3) 水と緑の基本計画の目標達成の見通し

前計画の「昭島市水と緑の基本計画」(平成 23〔2011〕年 3 月)では、3つの計画目標を設定し、水と緑にふれあえる個性豊かなまちづくりを目指す取組を進めてきました。

各計画目標の実績値は、次表に示すとおりであり、目標達成が難しい状況です。

●前計画(水と緑の基本計画)の目標の達成見通し

目 標	基準値	目標値 (2021〔令和3〕年)	実績値 (2018〔平成30〕年度)	評 価
市内全域の みどり率 ^{※1}	43.8% (2003〔平成15〕年)	43.8%	41.1%	×
崖線の公有化面積	11,683 m ² (2014〔平成26〕年)	15,000 m ²	11,977.46 m ²	×
水と緑に関わる活動 への参加率 ^{※2}	37% (2010〔平成22〕年)	50%	34.5%	×

※1 「みどり率」とは、草木で覆われた緑被部分に、「公園の緑に覆われていない部分」と「河川等の水面部分」を加えた面積が市域に占める割合のこと。基準値としてのみどり率は、東京都が平成 15 年に調査した結果を基にして昭島市が算出したもの。

※2 平成 22 (2010) 年に実施した水と緑に関する市民意識アンケート調査において、「今までの市民活動への参加」に対して、「特にない」とだけ回答した方と無効回答、無回答を除いた割合。

資料 2 : 策定経過

(1) 昭島市環境審議会

●審議経過

年月日	審議内容
令和元年 7 月 22 日 (月)	・ 改定事業スケジュール
10 月 4 日 (金)	・ 審議の流れ、環境基本計画の枠組み、計画策定の背景について ・ 環境の現状の整理 ・ 気候変動適応策に関する照会調査及び職員講習会について
12 月 19 日 (木)	・ 現行計画の進捗状況の評価、新たな計画に係る施策の実施状況について ・ 分野別の課題の検討について
令和 2 年 2 月 20 日 (木)	・ 分野別の現状・課題について
3 月 25 日 (水)	・ 中間まとめ (案) について
8 月 19 日 (水)	・ 計画の枠組みの確認について ・ 計画の基本理念等の検討について (新型コロナウイルス感染症への対応、望ましい環境像、基本目標)
10 月 2 日 (金)	・ 次期環境基本計画の骨格について ・ 施策・指標について (新施策体系、環境指標・目標)
令和 3 年 2 月 25 日 (木)	・ 環境基本計画素案について

●委員名簿

選出区分	氏名
公募による市民 (4 人以内)	内田 信夫
	大嶽 貴恵
	藤原 国広
	山本 真由美
学識経験のある者 (4 人以内)	臼井 三男
	亀卦川 幸浩◎
	椎名 豊勝
	二ノ宮リム さち
事業者 (2 人以内)	堺 英子
	長瀬 透○
環境の保全等に関する行政機関の長又は団体の代表者が推薦した者 (2 人以内)	田中 近江
	名取 雄太

◎ : 会長、○ : 副会長

(任期 : 令和元年 7 月 1 日から令和 3 年 6 月 30 日)

(2) 昭島市環境基本計画改定庁内検討委員会

●検討経過

年月日	検討内容等
令和元年8月1日(木)	・ 改定事業スケジュール
9月18日(水)	・ 検討作業の流れ、環境基本計画の枠組み、計画策定の背景について ・ 環境の現状の整理 ・ 気候変動適応策に関する照会調査及び職員講習会について
12月9日(月)	・ 現行計画の進捗状況の評価、新たな計画に係る施策の実施状況について ・ 分野別の課題の検討
令和2年2月18日(火)	・ 分野別の現状・課題について
3月24日(火)	・ 中間まとめ(案)について
8月5日(水)	・ 計画の枠組みの確認について ・ 計画の基本理念等の検討について(新型コロナウイルス感染症への対応、望ましい環境像、基本目標)
9月15日(火)	・ 次期環境基本計画の骨格について ・ 施策・指標について(新施策体系、環境指標・目標)
令和3年2月17日(水)	・ 環境基本計画素案について

●検討経過(作業部会)

年月日	検討内容等
令和元年9月6日(金)	【地球温暖化・気候変動適応部会、水と緑・生物多様性部会】 ・ 検討作業の流れ、環境基本計画の枠組み、計画策定の背景について ・ 環境の現状の整理 ・ 気候変動適応策に関する照会調査及び職員講習会について
11月27日(水)	【地球温暖化・気候変動適応部会、水と緑・生物多様性部会】 ・ 現行計画に基づく環境指標の進捗状況、施策一覧表の確認 ・ 施策推進にあたっての課題の検討など
令和2年2月3日(月)	【地球温暖化・気候変動適応部会、水と緑・生物多様性部会】 ・ 分野別の現状・課題について ・ 気候変動適応に関する課題、水・緑及び生物多様性の保全に関する課題の検討
7月22日(水)	【地球温暖化・気候変動適応部会、水と緑・生物多様性部会】 ・ 施策体系の検討について
9月9日(水)	【地球温暖化・気候変動適応部会、水と緑・生物多様性部会】 ・ 施策・指標の検討について

年月日	検討内容等
10月20日（火）	【地球温暖化・気候変動適応部会】 ・ 次期地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の枠組みの確認 ・ 取組体系の検討・取組内容の確認について
11月17日（火）	【地球温暖化・気候変動適応部会、水と緑・生物多様性部会】 ・ 重点的な取組の検討について ※ ここでのグループディスカッションは、オール東京 62 気候変動適応策研究会のモデル試行事業として実施された（アドバイザー：東京都環境科学研究所主任研究員 市橋新氏）

資料 3 : 市民意見交換会

日 時：令和 2 年 1 月 25 日（土）13：30～16：30

場 所：昭島市役所 1 階市民ホール

参加者：公募による市民 16 人

内 容：①基調講演「気候変動による影響と今後の動向について」

講師：環境省 関東地方環境事務所 環境対策課 地域適応推進専門官 川原博満氏

②グループワーク「昭島市の環境をより良くしていくために」（3 班に分かれて、昭島市の環境の良いところ、悪いところ、今後の方向性について話し合い）

資料 4 : 事業者意見交換会

日 時：令和 2 年 9 月 4 日（金）15：10～16：10

場 所：昭島市役所 1 階市民ホール

参加者：環境配慮事業者ネットワーク会員 11 事業者

内 容：①省エネルギー、再生可能エネルギー導入の取組状況

②気候変動の影響への対応（適応策）の取組状況

③気候変動対策を地域全体で広めていくため、事業者としてできること

④気候非常事態宣言に対するご意見等

⑤事業者の環境への取組を支援する仕組みの検討に対する意見・提案等